

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部)

株式会社ノバック

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書(I の部)

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 山道 裕己 殿

【提出日】 2022年 2月 25日

【会社名】 株式会社ノバック

【英訳名】 NOVAC CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 立花 充

【本店の所在の場所】 兵庫県姫路市北条一丁目92番地

【電話番号】 079-288-3601 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長兼総務部長 大谷 敏博

【最寄りの連絡場所】 兵庫県姫路市北条一丁目92番地

【電話番号】 079-288-3601 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長兼総務部長 大谷 敏博

目 次

	頁
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【沿革】	2
3 【事業の内容】	3
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	7
2 【事業等のリスク】	9
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	12
4 【経営上の重要な契約等】	18
5 【研究開発活動】	18
第3 【設備の状況】	19
1 【設備投資等の概要】	19
2 【主要な設備の状況】	19
3 【設備の新設、除却等の計画】	19
第4 【提出会社の状況】	20
1 【株式等の状況】	20
2 【自己株式の取得等の状況】	21
3 【配当政策】	22
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	23
第5 【経理の状況】	36
1 【財務諸表等】	37
第6 【提出会社の株式事務の概要】	85
第7 【提出会社の参考情報】	86
1 【提出会社の親会社等の情報】	86
2 【その他の参考情報】	86
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	87

第三部 【特別情報】	88
第1 【連動子会社の最近の財務諸表】	88
第四部 【株式公開情報】	89
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	89
第2 【第三者割当等の概況】	91
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】	91
2 【取得者の概況】	91
3 【取得者の株式等の移動状況】	91
第3 【株主の状況】	92
監査報告書	卷末

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第53期	第54期	第55期	第56期	第57期
決算年月	2017年4月	2018年4月	2019年4月	2020年4月	2021年4月
売上高 (千円)	27,070,708	29,667,496	30,561,405	27,613,771	30,551,846
経常利益 (千円)	2,607,645	3,056,032	2,688,999	1,821,950	2,504,180
当期純利益 (千円)	1,684,224	2,047,024	1,815,039	1,219,633	1,712,613
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	465,000	465,000	465,000	465,000	465,000
発行済株式総数 (株)	4,650,000	4,650,000	4,650,000	4,650,000	4,650,000
純資産額 (千円)	7,552,095	9,538,484	11,254,354	12,375,188	14,030,397
総資産額 (千円)	17,813,629	21,143,752	22,784,590	21,896,203	23,126,193
1株当たり純資産額 (円)	1,627.67	2,055.78	2,437.58	2,691.53	3,051.53
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	15 (—)	20 (—)	20 (—)	15 (—)	20 (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	362.99	441.19	393.12	265.17	372.48
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	42.4	45.1	49.4	56.5	60.7
自己資本利益率 (%)	25.0	24.0	17.5	10.3	13.0
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	4.1	4.5	5.1	5.7	5.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△9,160,213	5,723,747
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△104,063	△89,747
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△104,782	△81,499
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	3,519,837	9,072,337
従業員数 [ほか、平均臨時雇用人員] (名)	264 [2]	274 [5]	289 [6]	282 [10]	290 [22]

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため、記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 当社は、第56期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第53期、第54期及び第55期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。

7. 第56期及び第57期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、有限責任 あづさ監査法人により監査を受けております。

なお、第53期、第54期及び第55期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、有限責任 あづさ監査法人の監査を受けておりません。

2 【沿革】

年月	概要
1965年4月	個人住宅用地造成及び建築・レジャー施設用地造成などを目的とし、兵庫県姫路市十二所前町1番地に資本金150万円にて大谷建設株式会社を設立
1965年7月	建設業兵庫県知事登録（ぬ）第4852号（土木、建築）
1972年3月	一級建築士事務所登録（兵庫県知事登録（ト）第359号）
1972年3月	大阪営業所（現大阪支店）開設
1973年5月	建設業兵庫県知事許可（特-48）第6447号（土木、建築、舗装、造園、水道施設）
1973年9月	宅地建物取引業免許（兵庫県知事（1）第6267号取得）
1974年9月	建設大臣許可（特-49）第4947号（土木、建築、舗装、造園、水道施設）
1978年3月	姫路市砥堀90番地に本社移転
1986年10月	神戸市での小中規模の官庁土木工事受注を図るため、子会社のシンダイ建設株式会社を資本金2,000万円にて神戸市に設立
1987年10月	姫路市北条71番地（現住所：北条一丁目92番地）に本社移転
1990年9月	福山支店（現広島支店）開設
1994年2月	京都営業所（現京都支店）開設
1996年5月	名古屋支店開設
1997年12月	品質管理及び品質保証に関する国際規格ISO9002（現ISO9001）認証取得
2000年9月	建設大臣許可（特-12）第4947号（とび・土工、しゅんせつ）追加取得
2003年8月	株式会社ノバックに社名変更
2003年9月	丸紅建設株式会社から土木及び建築事業に関する営業の譲渡を受け、北海道支店（2009年9月閉鎖）、東北支店、新潟支店（2010年5月閉鎖）、東京本店、横浜支店、四国営業所（現四国支店）、九州支店を開設。北海道エリアで建設資材のリサイクル事業及び除雪事業を引き継ぎ
2003年12月	国土交通大臣許可（特-15）第4947号（鋼構造物）追加取得
2004年12月	国土交通大臣許可（特-16）第4947号（管、機械器具設置）追加取得 宅地建物取引業者（国土交通大臣免許第6975号取得） 北海道エリアで建設資材のリサイクル事業及び除雪事業を廃止
2005年10月	シンダイ建設株式会社の全株式を譲渡し、非子会社化
2010年11月	環境に関する国際規格ISO14001認証取得
2018年12月	経済産業省「地域未来牽引企業」に選定
2019年3月	国土交通大臣許可（特-30）第4947号（解体）追加取得
2019年10月	国土交通大臣許可（特-1）第4947号（電気）追加取得

3 【事業の内容】

当社は、土木工事、建築工事を主な事業として取り組んでおります。当社の事業とセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメント情報に記載された区分と同一の区分であります。

(1) 土木工事事業

当社の土木工事事業は、国土交通省各地方整備局中心の中央官庁、東京都・姫路市を含む地方自治体、西日本高速道路㈱を含む高速道路会社の官公庁発注工事を中心とした社会インフラクチャー建設工事（道路工事、河川工事、上下水道工事、土地造成工事）を展開しております。

昨今頻発する台風や集中豪雨による河川の氾濫・洪水などの自然災害の増加に伴う災害復旧工事や堤防の強化及び予測されている東南海地震に備えての道路ネットワーク整備事業等での国土交通省各地方整備局・各地方自治体・各高速道路会社の工事を受注展開、拡大することで事業を進めております。当社は、本社（姫路）以外に、東京本店、支店8拠点（東北支店、横浜支店、名古屋支店、京都支店、大阪支店、広島支店、四国支店、九州支店）及び営業所2拠点（盛岡営業所、和歌山営業所）を開設し、年間15件前後の工事を首都圏・関西圏を中心に東北地方・中部地方・中国地方・四国地方・九州地方等の各方面で受注し施工しております。その中で主な施工実績は、首都圏・関西圏・中部地方では洪水対策事業のシールド工事（注1）や高速道路の新設及び4車線化整備事業のための橋梁下部工事・遮音壁工事や長命化事業の耐震補強工事を数多く手掛け、本社のある兵庫県では沿川を洪水から守る（治水）と農業用水の確保（利水）や河川環境の保全（環境）を目的としたダム工事を施工しております。また、東北地方・中国地方では東日本大震災や広島豪雨災害など自然災害に伴う災害復旧工事や河川堤防の強化としての築堤護岸工事や堰堤工事（注2）及び北海道新幹線のトンネル工事にも積極的に取り組んでおります。

国土交通省近畿地方整備局工事において、当社は、「工事成績優秀企業（ゴールドカード）認定（注3）」を2014年度から8年連続で認定されております。また、工事毎にも「優良工事等施工者（工事）局長・事務所長表彰」を頂いており、品質向上に特化した技術力の向上に努めています。

また、当社の元請比率は、直近5期で100%（当社規定による5,000万円以上の工事を対象）であり、全国平均64.7%（2019年度）（注4）と比較して高い水準であり、高水準を維持することで大規模案件及び高い利益率の獲得に取り組んでおります。さらに、当社の従業員数に占める監理技術者資格者証の保有者数の割合は52.8%（2021年4月末時点）（注5）であり、23%程度である全国平均（2020年12月末時点）（注6）と比較して高い水準であり、最適な人員配置や施工効率化による品質確保、向上に努め、全国的な施工体制を構築しております。

(注1) シールド工事

地中にトンネルを作るため、シールドマシン（トンネル掘削で用いる強固な鉄製円筒状の機械）を使用して行われる工事。トンネルの主な用途は、共同溝（上下水道、ガス管、電気・通信ケーブルなど複数の埋設物と一緒に収める地下施設）、雨水幹線（洪水対策等のための雨水の排水路）等であります。

(注2) 堰堤（えんてい）工事

河川、渓谷を横断して水流や土砂をせきとめるための堤防を設置する工事。

(注3) 工事成績優秀企業（ゴールドカード）認定

公共工事の透明性の確保や民間事業者の技術力の向上を一層促進するため、過去2ヶ年に完成した土木工事実績を3件以上有し、請負工事成績評定の結果を基に、企業毎の平均点を算出し順位付けを行い、その平均点が80点以上である優秀な成績をおさめた企業が表彰される認定制度。令和3年度認定優秀企業は2021・2022年度競争参加資格有資格業者4,360社のうち140社認定（3.2%）。

(注4) 2021年3月31日に国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室から公表されている「建設工事施工統計調査報告」（2019年度）における元請比率（元請完工事高（613,185億円）÷完工事高（947,059億円））であります。なお、当社の元請比率算定においては当社規定による5,000万円以上の工事を対象としておりますが、全国平均の算定において当該条件は考慮しておりません。

(注5) 当社の従業員数290名（2021年4月末時点）に対する監理技術者資格者証の保有者数153名（2021年4月末時点）の割合として算定しております。

(注6) 総務省統計局が公表している労働力調査 長期時系列データ 表6「職業別就業者数」の「建設・採掘従事者」総数292万人（2020年次）に対する、一般財團法人建設業技術者センターが公表している「監理技術者資格者証の保有者数」676,821名（2020年12月末時点）の割合として算定しております。

土木工事事業		
<p>■ 道路・橋梁、河川・ダム、ケーソン、トンネル・シールド、上下水道、造成工事等の社会インフラストラクチャー建設工事。</p> <p>■ 国の直轄工事をはじめ公共工事又は民間土木工事において、安全で快適な都市環境づくりに貢献しております。</p>		
ダム工事	道路・橋梁工事	シールド工事
堰堤工事	道路整備工事	スポーツ・レジャー施設工事

(2) 建築工事事業

当社の建築工事事業は、民間企業発注の共同住宅工事を主として、学校・福祉施設・庁舎、事務所・高速道路のサービスエリア工事などの官公庁発注工事を手掛けております。

民間企業発注の共同住宅工事について、本社、東京本店及び大阪支店において、年間15件前後の工事を首都圏・関西圏・中部圏を中心に受注しております。様々な事業主物件の実績があることから、長期にわたって培われた技術力及び経験、ノウハウを生かして、事業主に応じた要望への対応が可能であり、品質向上と事業主に喜ばれる対応に努めております。例えば、顧客の事業の立ち上げ時から参画し、現地調査、概算見積書の早期提出、コスト低減提案など、顧客のニーズを的確に捉えた営業活動に取り組んでおります。共同住宅工事以外の施工実績として、高速道路での西日本最大級サービスエリアの休憩施設新設工事、小・中・高等学校の新設工事や耐震補強工事、特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設、庁舎の建替工事、医療施設関係や物流倉庫、商業施設などを手掛けております。非住宅分野の建築物にも積極的に取り組むとともに、リニューアル・コンバージョン等既設建物の改修等の分野も視野に事業展開しております。

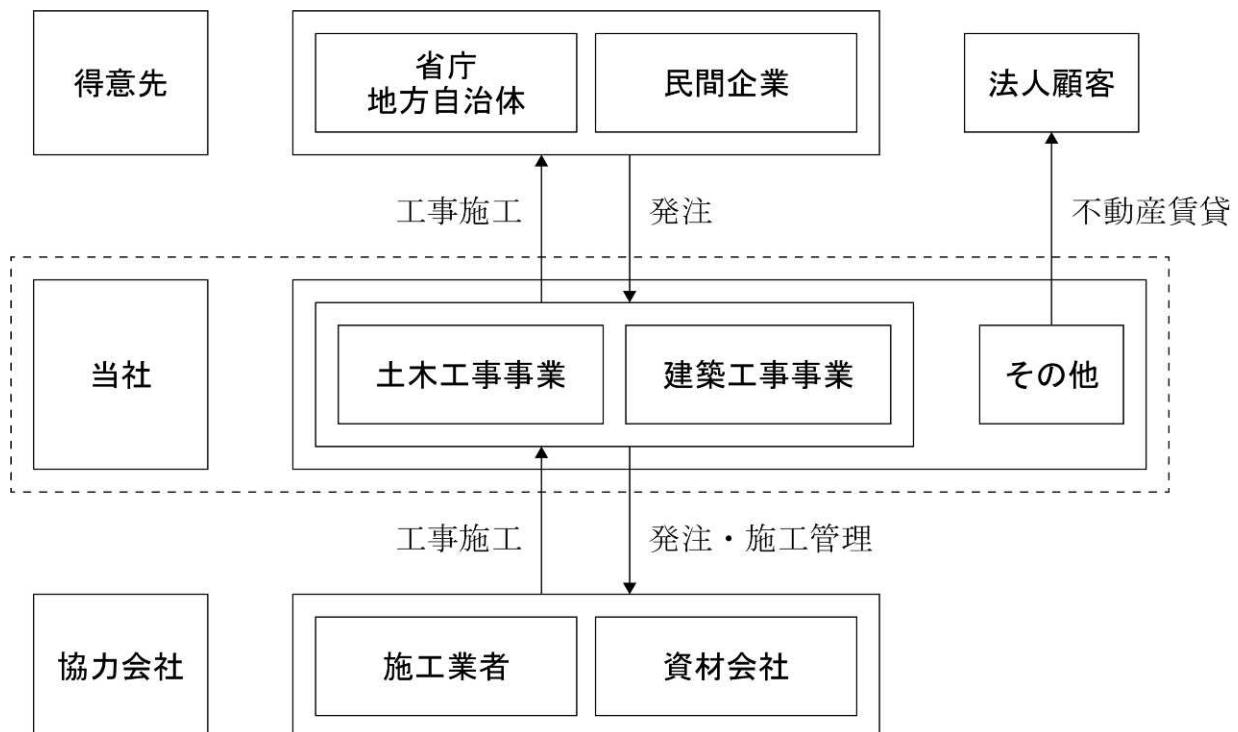
なお、土木工事事業と同様に、当社の元請比率は直近5期で100%（当社規定による5,000万円以上の工事を対象）であり、全国平均と比較して高い水準であり、高水準を維持することで大規模案件及び高い利益率の獲得に取り組んでおります。また、当社の従業員数に占める監理技術者資格者証の保有者数の割合は、全国平均と比較して高い水準であり、最適な人員配置や施工効率化による品質確保、向上に努め、施工体制を構築しております。

建築工事事業					
<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共施設、マンション、工場・倉庫、病院等の建築工事。 ■ 首都圏・関西圏・中部圏の三大都市圏を中心とした事業拡大に努めており、品質向上及び多様な条件・ニーズに的確に応えております。 					
サービスエリア施設工事	マンション工事	庁舎・事務所工事	医療施設関係工事	物流倉庫工事	リニューアル工事

(3) その他

当社が保有する不動産の賃貸事業を法人顧客に対して行っております。

事業の系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2022年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
289 (35)	45.6	15.1	6,952

セグメントの名称	従業員数(名)
土木工事業	96 (22)
建築工事業	118 (12)
全社(共通)	75 (1)
合計	289 (35)

- (注) 1. 従業員は就業人員数であります。
2. 従業員数には、嘱託社員、契約社員を含み、派遣社員は除いております。
3. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
4. 臨時従業員は、派遣社員であります。
5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
6. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針等

当社は、社是を「企業は人なり」としております。当社のロゴマークは「人」という文字をあしらっています。左の赤は個々の社員の情熱と実力主義を表し、右の青は会社（組織）の包容力と和、そして天に向かって躍進する可能性を意味しております。二つが合わさり社員と会社がともに支えあって互いに伸び栄え、社業を通じて社会に貢献することを表現しております。



<社是>

「人」	経営資源、会社の基盤は人、教育・訓練の充実
「力」	創造力、若い力の結集、一致協力、職場の活力、新しい発想によるチャレンジ
「技」	技術の研鑽、品質の向上、新技術の研究

また、当社の経営理念は「社員と会社が一体となって、人のために、次世代のために今できることを真剣に考え、社業を通じて社会に貢献する」としております。

この、「社是」と「経営理念」のもと、当社は「より良いものを、より早く、より確実に造る。お客様に対し、信頼感、安心感、満足感を与える」をモットーとして経営を進めてまいります。

(2) 経営環境と中長期的な経営戦略

建設業界全体の動向について、図1のとおり、2020年度はコロナ禍による民間投資の減少により、名目建設投資は前年度比2.5%の減少となる見込みですが、2021年度以降の見通しは、2021年度が前年度比3.2%の増加、2022年度が前年度比0.3%の増加となっており、コロナ禍が再拡大しなければ、中長期的には首都圏を中心とする大型再開発や自動化・省力化などの設備投資は継続するものと見込まれます。また、近年の自然災害に対応するための防災・減災、老朽インフラの維持・補修などインフラ整備が始動しており（国土強靭化のための5か年加速化対策）、公共投資への一定の増強が想定されます。そのため、コロナ禍が再拡大しない限り、市場環境は堅調推移するものと見込んでおります。このような市場環境下、当社は、景気変動の影響が少ない公共工事を軸とした土木工事事業、及び、景気に左右されるものの投資額の多い民間工事を軸とした建築工事事業の二大セグメントを推進することにより、事業の安定化を図っております。

また、「第1 企業の概況 3事業の内容」に記載のとおり、当社の特徴として、土木工事事業、建築工事事業とともに元請比率が高いこと及び監理技術者資格者証の保有者が多いことが挙げられます。元請比率が高いのは、元請会社として工事を受注することにより大規模案件の獲得と高い利益水準の実現に取り組んでいるためであります。監理技術者の多寡については、当社の請負う工事が基本的に1級国家資格を持つ監督員（監理技術者）を現場に常駐させる必要のある工事であるため、関与できる工事の数に影響し収益に直結します。当社は、資格取得を奨励するとともに、多く有している監理技術者を適正に配置することにより、エリア及び分野の拡大に取り組んでおります。さらに、今後は建物や橋梁などの「長命化」の増加が見込まれることから、コンクリート構造物の長命化分野の強化を推進してまいります。

図1 建設投資額の推移（年度）

(単位：億円)

年度	2016	2017	2018	2019 (見込み)	2020 (見込み)	2021 (見通し)	2022 (見通し)
名目建設投資 (対前年度伸び率)	587,399 3.7%	613,251 4.4%	618,271 0.8%	624,900 1.1%	609,000 △2.5%	628,200 3.2%	629,900 0.3%
政府建設投資 (対前年度伸び率)	209,862 3.9%	217,800 3.8%	215,910 △0.9%	227,200 5.2%	239,500 5.4%	244,400 2.0%	240,200 △1.7%
民間住宅投資 (対前年度伸び率)	164,626 4.9%	169,422 2.9%	167,366 △1.2%	162,700 △2.8%	151,200 △7.1%	155,000 2.5%	151,800 △2.1%
民間非住宅建設投資 (対前年度伸び率)	152,715 5.0%	163,122 6.8%	169,762 4.1%	170,100 0.2%	159,700 △6.1%	168,000 5.2%	174,500 3.9%
民間建築補修 (改装・改修) 投資 (対前年度伸び率)	60,196 △2.9%	62,907 4.5%	65,233 3.7%	64,900 △0.5%	58,600 △9.7%	60,800 3.8%	63,400 4.3%

出典：一般財団法人建設経済研究所（2022年1月26日付発表）

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、営業利益率を経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標としております。持続的な発展のため売上高の拡大及び原価及び経費の適正管理を両輪で実施し、高い利益率の達成に向けて取り組んでまいります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① 新型コロナウイルス感染症による景気悪化懸念

当社において、現在受注状況に変化はみられていないことから、新型コロナウイルス感染症の業績への影響は限定的であると考えております。ただし、中長期的に当社の受注傾向に変化を及ぼす可能性は否定できず、以下の対策を検討しております。

(土木工事事業)

- ・土木工事発注が多い首都圏、関西圏での人材投入を行い、受注の維持を図る。
- ・九州、中国、四国圏等自然災害が発生した地方の災害復旧工事の受注及び災害を予防する対策工事の受注拡大を図る。
- ・構造物の長命化、補強工事等今後伸張が見込まれる分野へ進出する。
- ・技術提案力強化による受注拡大を図る。

(建築工事事業)

- ・リニューアル、コンバージョン等既設建物の改修等の分野へ進出する。
- ・住宅分野以外の多分野工事へ取り組む。
- ・現在の首都圏、関西圏、中部圏（3大都市圏）以外の商圏を拡大する。
- ・設計・施工物件を手掛け、設計段階から一貫した受注獲得を目指す。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による資材価格の高騰については予断を許さない状況と考えております。当社においては、価格高騰を予見し早めの発注を行うこと、価格が高騰した場合には請負金額に適正に反映されるよう施主との交渉を行う等の対応を図ります。

② 働き方改革の推進

少子高齢化による若年層の減少に加えて、建設業界は労働時間が長時間になりやすい等の影響で就労者が少なくなる傾向があります。人材を確保していく上で、働き方改革の推進は重要な課題であると認識しております。当社は、システム投資等による業務の効率化を進め、労働時間の短縮に取り組んでおります。今後も、更なる労働環境の改善に向けて取り組んでまいります。

③ コーポレート・ガバナンスの強化

株主をはじめとするステークホルダーに対して社会的責任を果たすこと、また持続的な成長及び企業価値の向上を図る観点から、コンプライアンスの遵守体制、意思決定・業務執行体制、及び適正な監督・監視体制を構築することを通じて、コーポレート・ガバナンスを強化することは重要な課題であり、継続的に取り組んでまいります。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 建設市場の動向

民間景気の減速や建設市場が縮小した場合等による受注環境が悪化した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

このリスクの低減を図るための対応については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」の記載をご参照下さい。

(2) 労務単価及び資材価格の高騰

労務単価や原材料の価格が高騰した際、請負金額に反映することが困難な場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

当社は、地域の主要単価を統計的に把握するとともに価格高騰を予見し早めの発注を行うことや、既存の取引先にとらわれず新規取引先の開拓に努めることにより、価格変動の影響を抑制し、リスクの低減に努めております。

(3) 取引先の信用リスク

建設業界においては、1件当たりの請負金額が多額であり、また支払条件によっては工事代金の回収に期間を要する場合があります。万一、発注者、協力会社、共同施工会社等の取引先に信用不安が顕在化し、資金の回収不能や工期の遅延等が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、与信管理規程及び債権管理規程に基づき、取引先の状況把握を定期的に実施し、回収懸念の早期把握や軽減を図り、リスクの低減に努めています。

(4) 人材確保

建設業界においては、建設技術者・技術労働者の高齢化が進み、計画的な人員確保の重要性が高まってきております。当社では、計画的な人員確保に向けて採用の強化に努めていますが、需給関係の急激な逼迫により人員確保が困難となった場合には、受注機会の喪失や納期遅延等の問題が発生する恐れがあり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

当社は、働き方改革を推進した労働環境の構築や、採用後の資格取得への積極的な支援、及び左記に基づく採用活動の実施により、リスクの低減に努めています。

(5) 施工物の瑕疵

継続的な社員教育の実施や、ISOなどの品質管理手法を活用した施工管理の徹底により、品質管理には万全を期しておりますが、万一施工物に重大な瑕疵（契約不適合責任）があった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、品質安全部を設置し、ISO規格に基づく徹底した品質管理を実施するとともに、社員教育の充実による施工技術の更なる向上を図り、リスクの低減に努めています。

(6) 建設活動に伴う事故

当建設業界は、作業環境や作業方法の特性より危険性を伴うことが多く、他の産業と比べると事故発生率が高くなっています。万一、人身や施工物などに関わる重大な事故が発生した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、工事着手に際し、施工計画を策定し、安全な作業環境を整え施工しております。また、徹底した安全教育の実施、危険予知活動や安全パトロールなどを実施し事故を撲滅するための活動を実施することで、リスクの低減に努めています。

(7) 法的規制等

当社の事業運営上、建設業法、建築基準法、建築士法、宅地建物取引業法、独占禁止法他多数の法的規制を受けております。当社では、特定建設業許可、一級建築士事務所登録、宅地建物取引業の許認可を受けております。将来、何らかの理由により法令違反の発生、許認可等の取消又は更新が認められない場合、若しくはこれらの法律等の改廃又新たな法的規制の新設、適用基準の変更によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社が取得している許認可等は、下表のとおりであります。

法令等	許認可等	有効期限	取消事由
建設業法	特定建設業許可 国土交通大臣許可 (特2)第4947号	2025年9月1日	建設業法第29条に定められております。
建築士法	一級建築士事務所登録 兵庫県知事許可 第01A03206号	2024年3月29日	建築士法第26条に定められております。
宅地建物取引業法	宅地建物取引業者免許 国土交通大臣許可 (4) 第6975号	2024年12月14日	宅地建物取引業法第66条に定められております。

当社は、上記許認可等の諸条件や各法令の遵守に努めております。法改正については国土交通省、その他関係各所から発信されている情報にアクセスし、早期に対応を検討し対策することで、リスクの低減に努めており、継続に支障を来す要因は発生しておりません。

(8) 訴訟等に関するリスク

当社の事業等に関連して予期せぬ問題や紛争が生じて、これによる訴訟等を提起、あるいは提訴された際に当社の主張や予測と相違する結果となった場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、訴訟等について、顧問弁護士等外部の専門家と緊密に連携し対応できる体制を構築することで、リスクの低減に努めています。

(9) 外壁タイル剥離に係るクレーム等発生リスク

建物の外壁タイルに剥離が生じたとして、建物の所有者が施工者に対して不法行為に基づく損害金の支払を求める訴訟は、近時、建築関係訴訟の中で多くみられる類型の一つといわれております。当社は建築工事事業においてマンションを施工しており、発注者から指定された仕様書を遵守した施工は当然として、(5)に記載したとおり品質管理を徹底するとともに、タイルの接着効果を増大させる方法を取り入れて対策しております。ただし、外壁タイルの剥離現象の発生原因を解明するのは困難であり、クレームの発生や訴訟を提起された場合には、当社の施工に起因する剥離ではなかったとしても、風評への影響や経済的な負担等が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、本書提出日現在、訴訟中の事案は1件であります。

当社において、クレームの発生や訴訟を提起された場合には、個別に誠実かつ適正に対応する方針であります。クレームの発生等を事前に把握することは困難ですが、完成後2年経過後の自社点検を実施するとともに、その後も竣工後5年目の自主的調査を行うこととし、所有者においても3年、6年の検査と10年目の打診調査が行われます。当社点検調査の結果、剥離の可能性を検知した場合には、所有者、管理者に報告し適切な保全を促す等の対応をとることで、自社で行い得るクレーム等発生の抑止を図り、リスクの低減に努めています。

(10) 災害リスク

地震等の天災、人災等が発生したことにより、事業継続に深刻な支障をきたした場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、事業継続計画を定め、大規模災害発生時の役職員の安否の早期確認や、適正な初動活動が行えるように準備することで、リスクの低減に努めています。

(11) 情報セキュリティ

事業活動を通して得た取引先の情報や、営業上・技術上の機密情報等に対して、サイバー攻撃、不正アクセス、コンピューターウイルスの侵入等による情報流出、重要データの破壊、改ざん、システム停止等が生じた場合には、信用が低下し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、情報の取扱い等に関する情報管理規程を整備・充実し役職員への周知・徹底を図るとともに、適正な情報セキュリティ強化を図ることで、リスクの低減に努めております。

(12) レピュテーションリスク

ソーシャルメディアの普及に伴い、インターネット上の書き込み等で事実とは異なった情報や誹謗中傷による風評被害が発生・拡散した場合には、社会的信用が毀損し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、風評被害の恐れのある情報を監視するとともに、リスクが認識された場合に迅速な対応を行う体制を構築することで、リスクの低減に努めております。

(13) 工事進行基準による収益認識

当社は一定の要件を満たす工事について工事進行基準を適用しております。工事進行基準は、工事の進捗率に応じて収益を計上する方法であり、具体的には見積総工事原価に対する発生原価の割合をもって完成工事高を計上しております。工事ごとに継続的に見積総工事原価の見直しを実施する等適切な原価管理に取り組んでおりますが、想定していなかった状況の変化が生じて見直しが必要になった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、工事原価の見積りの精度向上を図り、適宜決算に反映することで、リスクの低減に努めております。

(14) 新型コロナウイルス感染症の影響による材料仕入、納品等に遅れが生じるリスク

新型コロナウイルス感染症の影響により、材料生産及び供給が制約され、当社の材料仕入や納品に遅れが発生した場合には、工事進捗に遅れが生じ当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社では役職員に対して、感染対策の徹底を図っておりますが、施工現場において感染者が発生した場合には、施工が一時中断するなど工事進捗に遅れが生じ当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、特定の取引先に依存せず、複数の仕入先を確保することによりリスクの低減に努めるとともに、役職員に感染症が発生しないように感染予防を徹底し、適切な行動抑制策や安全対策を実施しリスクの低減に努めています。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という)の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

a. 経営成績

第57期事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

当事業年度における我が国の経済動向は、新型コロナウイルスの蔓延による影響を受け、一般財団法人建設経済研究所発表によると、建設業においても、2020年度の名目建設投資は609,000億円となり、対2019年度比は2.5%減の見込みとなっております。2021年度の見通しは628,200億円となっており、対2020年度比3.2%増の見通しとなっております。

このような状況のもと、当事業年度の受注高は31,673,507千円（前年同期比3.7%増）となりました。売上高は、前事業年度からの繰越しの増加に伴い、当事業年度期首時点の手持工事高が増加したことにより、30,551,846千円（前年同期比10.6%増）となりました。営業利益は2,673,990千円（前年同期比48.9%増）、経常利益は2,504,180千円（前年同期比37.4%増）、当期純利益は1,712,613千円（前年同期比40.4%増）となりました。なお、営業利益率は、前事業年度が6.5%に対して当事業年度は8.8%となり、2.3pt上昇しました。

セグメントの経営成績を示すと、次のとおりであります。

(土木工事事業)

受注高は10,587,673千円（前年同期比15.6%減）、売上高は12,940,156千円（前年同期比8.0%増）、セグメント利益（営業利益）は1,784,775千円（前年同期比52.7%増）となりました。営業利益率は、前事業年度が9.8%に対して当事業年度は13.8%となり、4.0pt上昇しました。

(建築工事事業)

受注高は21,085,834千円（前年同期比17.0%増）、売上高は17,599,251千円（前年同期比12.7%増）、セグメント利益（営業利益）は882,960千円（前年同期比42.1%増）となりました。営業利益率は、前事業年度が4.0%に対して当事業年度は5.0%となり、1.0pt上昇しました。

(その他)

売上高は12,438千円（前年同期比0.1%減）、セグメント利益（営業利益）は6,254千円（前年同期比11.4%増）となりました。営業利益率は、前事業年度が45.1%に対して当事業年度は50.3%となり、5.2pt上昇しました。

第58期第2四半期累計期間（自 2021年5月1日 至 2021年10月31日）

当第2四半期累計期間の受注高は15,452,380千円となりました。売上高は17,637,398千円、営業利益は1,872,719千円、経常利益は1,874,382千円、四半期純利益は1,279,102千円となりました。なお、営業利益率は10.6%となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(土木工事事業)

受注高は10,963,329千円、売上高は8,045,178千円、セグメント利益（営業利益）は1,281,132千円となりました。また、営業利益率は、15.9%となりました。

(建築工事事業)

受注高は4,489,051千円、売上高は9,586,236千円、セグメント利益（営業利益）は588,639千円となりました。また、営業利益率は、6.1%となりました。

(その他)

売上高は5,984千円、セグメント利益（営業利益）は2,947千円となりました。また、営業利益率は、49.3%となりました。

b. 財政状態

第57期事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

(資産)

当事業年度末の資産合計は、23,126,193千円と前事業年度末と比べ1,229,989千円（5.6%）の増加となりました。主な要因は、完成工事未収入金が3,862,489千円減少し、現金預金が5,552,500千円増加したことによるものです。

(負債)

当事業年度末の負債合計は、9,095,795千円と前事業年度末と比べ452,219千円（4.5%）の減少となりました。主な要因は、支払手形が642,100千円、未払法人税等が421,651千円増加したものの、工事未払金が1,180,291千円、工事損失引当金が279,992千円減少したことによるものです。

(純資産)

当事業年度末の純資産合計は、14,030,397千円と前事業年度末と比べ1,655,209千円（13.4%）の増加となりました。主な要因は、当期純利益の計上1,712,613千円計上したことによるものです。

第58期第2四半期累計期間（自 2021年5月1日 至 2021年10月31日）

(資産)

当第2四半期会計期間末の資産合計は、28,216,347千円と前事業年度末と比べて5,090,153千円の増加となりました。主な要因は、現金預金が2,811,752千円、未成工事支出金が1,863,591千円減少しましたが、受取手形・完成工事未収入金等が9,924,971千円増加したことによるものです。

(負債)

当第2四半期会計期間末の負債合計は、12,992,686千円と前事業年度末と比べて3,896,891千円の増加となりました。主な要因は、短期借入金が2,700,000千円、未成工事受入金が499,015千円、支払手形・工事未払金が352,538千円増加したことによるものです。

(純資産)

当第2四半期会計期間末の純資産合計は、15,223,660千円と前事業年度末と比べて1,193,262千円の増加となりました。主な要因は、四半期純利益を1,279,102千円計上したことによるものです。

② キャッシュ・フローの状況

第57期事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物は、5,552,500千円増加し、9,072,337千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、5,723,747千円の収入となりました。主な要因は、未成工事支出金の増加622,431千円、仕入債務の減少538,191千円、工事損失引当金の減少279,992千円があったものの、売上債権の減少3,862,489千円、税引前当期純利益2,499,951千円の計上、その他の流動資産の減少1,026,479千円があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、89,747千円の支出となりました。主な要因は、有形及び無形固定資産の取得による支出が85,861千円あったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、81,499千円の支出となりました。主な要因は、配当金の支払が68,967千円あったことによるものです。

第58期第2四半期累計期間（自 2021年5月1日 至 2021年10月31日）

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物は、2,811,752千円減少し、6,260,585千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、5,422,347千円の支出となりました。主な要因は、税引前四半期純利益1,864,129千円、未成工事支出金の減少1,863,591千円があったものの、売上債権の増加9,924,971千円があったことによるものです。なお、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスになったのは、竣工時等の工事請負代金の入金よりも、工事原価の支払が先行したことによるものであり、前年同期においても2,186,861千円のマイナスになっておりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、6,749千円の収入となりました。主な要因は、有形固定資産の売却による収入4,140千円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、2,603,845千円の収入となりました。主な要因は、短期借入金の純増加額2,700,000千円があったことによるものです。

③ 生産、受注及び販売の実績

a. 受注実績

受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第57期事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)		第58期第2四半期累計期間 (自 2021年5月1日 至 2021年10月31日)
	金額(千円)	前期比(%)	金額(千円)
土木工事事業	10,587,673	△15.6	10,963,329
建築工事事業	21,085,834	17.0	4,489,051
合計	31,673,507	3.7	15,452,380

b. 売上実績

売上実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第57期事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)		第58期第2四半期累計期間 (自 2021年5月1日 至 2021年10月31日)
	金額(千円)	前期比(%)	金額(千円)
土木工事事業	12,940,156	8.0	8,045,178
建築工事事業	17,599,251	12.7	9,586,236
その他事業	12,438	△0.1	5,984
合計	30,551,846	10.6	17,637,398

(注) 1. 生産実績を定義することが困難であるため、記載しておりません。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

なお、土木工事業及び建築工事業の受注高及び売上高の実績は次のとおりであります。

a) 受注高、売上高及び繰越し

(単位：千円)

期別	区分	期首繰越し (千円)	当期受注高 (千円)	計 (千円)	当期売上高 (千円)	期末繰越し (千円)
第56期事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	土木工事業	17,033,296	12,542,074	29,575,370	11,980,582	17,594,787
	建築工事業	19,790,063	18,014,974	37,805,037	15,620,731	22,184,305
	計	36,823,359	30,557,048	67,380,407	27,601,314	39,779,092
第57期事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)	土木工事業	17,594,787	10,587,673	28,182,460	12,940,156	15,242,304
	建築工事業	22,184,305	21,085,834	43,270,139	17,599,251	25,670,887
	計	39,779,092	31,673,507	71,452,599	30,539,408	40,913,191
第58期 第2四半期累計期間 (自 2021年5月1日 至 2021年10月31日)	土木工事業	15,242,304	10,963,329	26,205,633	8,045,178	18,160,454
	建築工事業	25,670,887	4,489,051	30,159,938	9,586,236	20,573,702
	計	40,913,191	15,452,380	56,365,571	17,631,414	38,734,156

- (注) 1. 前事業年度以前に受注した工事で、契約の変更により請負金額の増減がある場合は、当期受注高にその増減額を含めております。したがって、当期売上高にも係る増減額が含まれております。
 2. 期末繰越しは、(期首繰越し+当期受注高-当期売上高) であります。
 3. 工事規模別の受注件数は次のとおりであります。

(単位：件)

期別	区分	1～10億円	10～20億円	20億円以上	合計
第56期事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	土木工事業	9	5	—	14
	建築工事業	11	8	—	19
	計	20	13	—	33
第57期事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)	土木工事業	13	1	—	14
	建築工事業	6	6	2	14
	計	19	7	2	28
第58期 第2四半期累計期間 (自 2021年5月1日 至 2021年10月31日)	土木工事業	12	—	1	13
	建築工事業	3	2	—	5
	計	15	2	1	18

b) 受注工事高の受注方法別比率

工事受注方法は、特命と競争に大別されます。

(単位：%)

期別	区分	特命（注）2.	競争（注）3.	計
第56期事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	土木工事事業	0.1	99.9	100.0
	建築工事事業	64.6	35.4	100.0
第57期事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)	土木工事事業	0.0	100.0	100.0
	建築工事事業	58.3	41.7	100.0
第58期 第2四半期累計期間 (自 2021年5月1日 至 2021年10月31日)	土木工事事業	0.0	100.0	100.0
	建築工事事業	52.7	47.3	100.0

(注) 1. 百分比は請負金額比であります。

2. 特命は、民間工事の契約締結までの過程において、発注者が特定の業者に契約交渉の優先権を与える方法であります。
3. 競争は、発注者が入札情報を公告・提示し、入札に参加した複数の業者の中から選定された業者が契約締結に至る方法であります。

c) 完成工事高

(単位：千円)

期別	区分	官公庁	民間	計
第56期事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	土木工事事業	11,972,165	8,417	11,980,582
	建築工事事業	813,336	14,807,395	15,620,731
	計	12,785,501	14,815,813	27,601,314
第57期事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)	土木工事事業	12,940,156	—	12,940,156
	建築工事事業	904,913	16,694,337	17,599,251
	計	13,845,070	16,694,337	30,539,408
第58期 第2四半期累計期間 (自 2021年5月1日 至 2021年10月31日)	土木工事事業	8,043,178	2,000	8,045,178
	建築工事事業	553,854	9,032,381	9,586,236
	計	8,597,032	9,034,381	17,631,414

(注) 1. 完成工事のうち主なものは、次のとおりであります。

第56期事業年度 請負金額20億円以上の工事

都市再生機構

流山新市街地地区D40街区外整備工事

第57期事業年度 請負金額20億円以上の工事

RW尼崎特定目的会社

ESR尼崎DC計画

西日本高速道路㈱

阪和自動車道みなべ高架橋他2橋(下部工)工事

国土交通省

横浜湘南道路栄IC・JCT下部(その1)工事

第58期第2四半期累計期間 請負金額10億円以上の工事

西日本高速道路㈱

湯浅御坊道路 水尻高架橋南(下部工)工事

2. 売上高総額に対する割合が100分の10以上の相手先別の売上高及びその割合は、次のとおりであります。

第56期事業年度

国土交通省	3,880,092千円	14.1%
西日本高速道路㈱	3,043,391千円	11.0%
RW尼崎特定目的会社	2,835,987千円	10.3%

第57期事業年度

国土交通省	5,664,364千円	18.5%
-------	-------------	-------

第58期第2四半期累計期間

西日本高速道路㈱	3,745,801千円	21.2%
国土交通省	2,257,909千円	12.8%

d) 期末繰越高 (2021年10月31日現在)

(単位：千円)

区分	官公庁	民間	計
土木工事事業	18,160,454	—	18,160,454
建築工事事業	4,536,876	16,036,827	20,573,702
計	22,697,330	16,036,827	38,734,156

(注) 期末繰越高のうち請負金額20億円以上の主なものは、次のとおりであります。

東京都下水道局	蛇崩川増強幹線工事
㈱日本ネットワークサポート	高砂臨海工場建設工事に関する建物工事契約並びに機械装置基礎他工事契約について
東京都財務局	都営住宅30H-102東(足立区新田一丁目)工事
東京都下水道局	蛇崩川増強幹線その3工事
㈱ミライト	(仮称)浪速区幸町ビル計画新築工事
西日本高速道路㈱	新名神高速道路 山城谷川橋(下部工)工事

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

財政状態及び経営成績の状況につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 ①財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。なお、営業活動によるキャッシュ・フローが、前事業年度は9,160,213千円の支出、当事業年度は5,723,747千円の収入となり乖離が大きくなっています。これは、前事業年度において大型工事及び追加工事に係る材料費、外注費等の支払が先行し、当事業年度においてこれら工事の竣工等に伴う請負代金の入金が多かったことによるものです。

このように、手持ち工事の規模、進捗度や追加工事の発生状況等がキャッシュ・フローに重要な影響を及ぼしております。当社は、各部署からの報告に基づき経理部が月次で資金繰り計画を作成・更新するとともに、月末支払後の現金預金残高として、月間支払相当額の1ヶ月以上の残高を維持する方針とし、流動性リスクを管理しております。なお、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行10行と極度額60億円のコミットメントライン契約を締結しております。

資金の配分について、自己資金で上述の残高を超える部分が、成長投資、株主還元等への原資となります。

成長投資について、設備投資は「第3 設備の状況 3設備の新設、除却等の計画 (1)重要な設備の新設等」をご参照下さい。また、「第2 事業の状況 1経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2)経営環境と中長期的な経営戦略」に記載のとおり、構造物の長命化、補強工事等今後伸張が見込まれる分野の強化を検討いたします。株主還元について、当社は継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としており、配当政策については「第4 提出会社の状況 3配当政策」をご確認下さい。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

第57期事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

該当事項はありません。

第58期第2四半期累計期間（自 2021年5月1日 至 2021年10月31日）

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第57期事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

当事業年度の設備投資については、社内システムの機能拡張等の情報関連設備を中心に実施しております。その総額は82,039千円であり、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。これらは、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

第58期第2四半期累計期間（自 2021年5月1日 至 2021年10月31日）

当第2四半期累計期間の設備投資については、社用車等に対して実施しており、その総額は5,163千円であります。これらは、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

2021年4月30日現在

事業所名 (所在地)	帳簿価額(千円)							従業員数 (名)
	建物 及び構築物	機械 及び装置	土地 (面積m ²)	リース資産	ソフト ウエア	その他	合計	
本社 (兵庫県姫路市)	144,055	459	322,699 (31,219)	13,083	84,310	28,730	593,337	72
大阪支店 (大阪市北区)	6,468	-	5,445 (6)	1,054	-	1,654	14,623	101
東京本店 (東京都港区)	43	-	- (-)	-	-	1,651	1,694	92
広島支店 (広島市西区)	214	-	- (-)	-	-	373	587	25

(注) 1. 大半の設備は共通的に使用されているため、セグメントごとに分類せず、主要な事業所ごとに一括して記載しております。

2. 「ソフトウエア」の帳簿価額には、「ソフトウエア仮勘定」の金額を含んでおります。

3. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具及び工具器具・備品であります。

4. 建物の一部を賃借しております。年間賃借料は68,744千円であります。

5. 上記の金額には消費税等は含まれておりません

3 【設備の新設、除却等の計画】(2022年1月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

事業所 (所在地)	設備の内容	投資予定額(千円)		資金調達 方法	着手年月	完成予定 年月	完成後の 増加能力
		総額	既支払額				
本社 (兵庫県姫路市)	基幹システム関連 (給与システム)	5,000	-	自己資金	2022年 1月	2022年 7月	—
本社 (兵庫県姫路市)	ワークフロー推進 システム	7,860	5,624	自己資金	2021年 5月	2022年 4月	—
本社 (兵庫県姫路市)	ネットワーク関連 投資	25,000	-	増資資金	2022年 5月	2023年 4月	—

(注) 1. 各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

2. 「完成後の増加能力」については、合理的な算定が困難であるため記載しておりません。

3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,600,000
計	18,600,000

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,650,000	非上場	単元株式数は100株であります。
計	4,650,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2005年9月13日（注）	△4,650,000	4,650,000	—	465,000	—	—

(注) 株式併合（2：1）によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2022年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	194	194	
所有株式数(単元)	—	—	—	—	—	—	46,498	46,498	
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	—	—	100.00	100.00	

(注) 自己株式52,170株は、「個人その他」に521単元、「単元未満株式の状況」に70株含まれております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 52,100	—	単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,597,700	45,977	同上
単元未満株式	普通株式 200	—	—
発行済株式総数	4,650,000	—	—
総株主の議決権	—	45,977	—

② 【自己株式等】

2022年1月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ノバック	兵庫県姫路市北条一丁目92 番地	52,100	—	52,100	1.12
計	—	52,100	—	52,100	1.12

(注) 上記のほか、当社所有の単元未満自己株式70株があります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	52,170	—	52,170	—

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元と当社事業の持続的な発展を重要課題として認識しており、利益配分に関しては、株主への剩余金の配当を安定的にかつ継続的に実施することを基本方針としております。

上場後は、当社を取り巻く事業環境や経営成績、財政状況等を見極めた上で、配当と内部留保のバランスを勘案し、利益配分を行う予定であります。配当の実施時期については、期末配当のほか、中間配当の実施を予定しております。配当の決定機関は、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会であります。

内部留保資金の使途につきましては、経営体制強化及び事業拡大のための投資等に充当していく方針であります。

なお、中間配当については取締役会の決議により、実施できる旨を定款で定めております。

(注) 基準日が第57期事業年度に属する剩余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)
2021年7月30日 定時株主総会決議	91,956	20

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするステークホルダーに対して社会的責任を果たし信頼を得ること、また持続的な成長及び企業価値の向上を図る観点から、コンプライアンスの遵守体制、意思決定・業務執行体制、及び適正な監督・監視体制を構築することを通じて、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実に努めています。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社であります。

以下の組織・体制により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できるものと考えております、現在の体制を採用しております。

a. 取締役会

取締役会は、取締役8名（うち2名が社外取締役）で構成しており、毎月1回開催する定例の取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営全般及び業績の進捗状況の報告、経営の重要な意思決定を行っております。なお、取締役会は、代表取締役社長を議長とし、(2)役員の状況①役員一覧に記載の取締役で構成しております。

さらに、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員で構成された経営会議を週次で開催し、業務執行に関する個別課題を実務的な観点から検討しております。

b. 監査役会

監査役会は、常勤監査役1名と社外監査役3名で構成しており、毎月1回開催する定例の監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査の方針及び監査計画等の策定、監査状況の報告や監査意見の形成等を行っております。また、取締役会その他重要な会議へ出席し、取締役の職務の執行を監査しております。なお、監査役会は、常勤監査役を議長とし、(2)役員の状況①役員一覧に記載の監査役で構成しております。

c. 会計監査人

当社は、有限責任 あづさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。

d. コンプライアンス・リスク管理委員会

コンプライアンス・リスク管理委員会は、取締役会の直属にあり、取締役4名（うち2名が社外取締役）と社外監査役2名及び監査部長で構成しております。代表取締役社長を委員長とし、会社の法令違反状態がないこと、会社に存在するリスクの確認とその対策について確認、検討を行い、取締役会に報告しております。

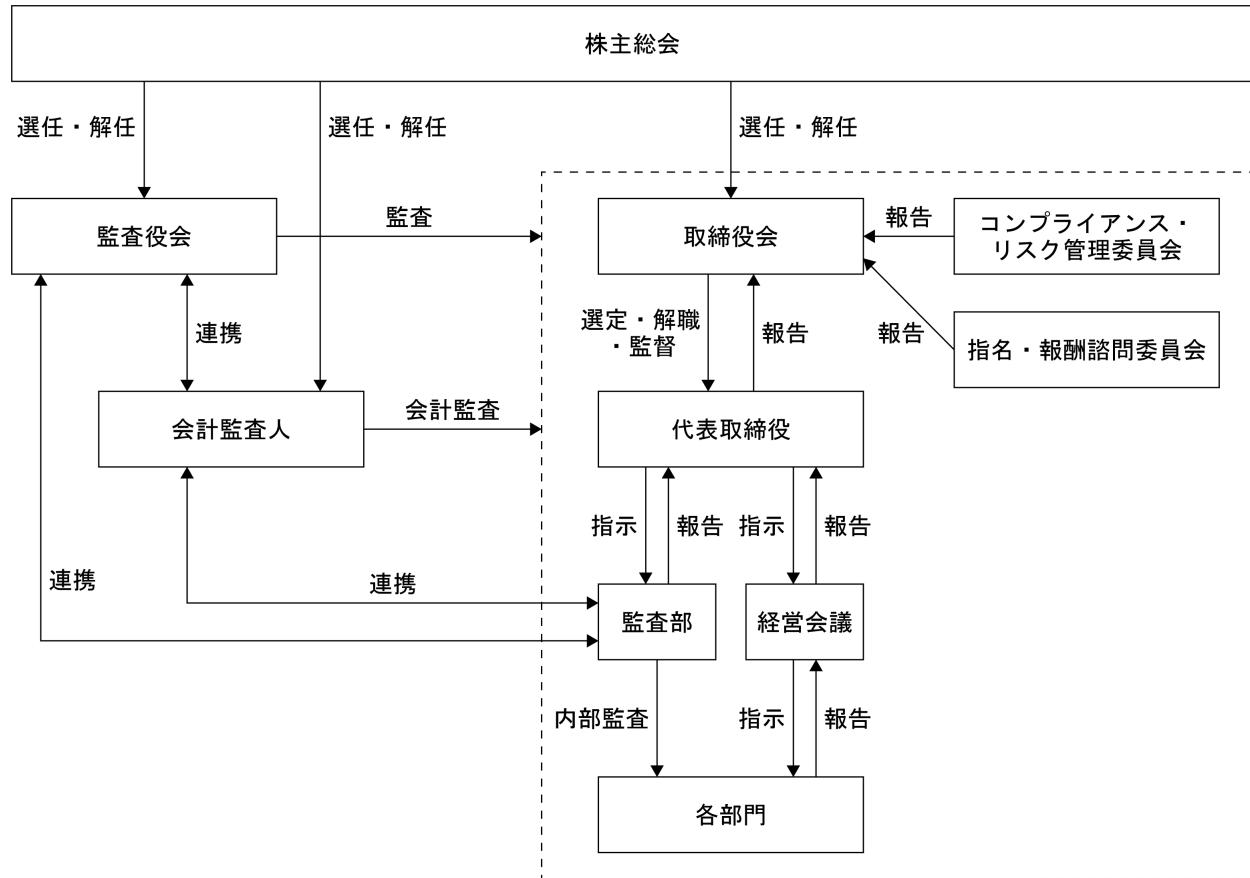
e. 指名・報酬諮問委員会

指名・報酬諮問委員会は、取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客觀性及び説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に任意の諮問機関として設置しております。委員は、取締役4名（うち2名が社外取締役）と社外監査役3名であり、過半数を社外役員が構成しております。社外監査役を委員長とし、取締役の指名、報酬等に関わる事項を審議し、取締役会に報告しております。

f. 監査部

監査部は、代表取締役社長直轄として2名を設置しております。必要に応じて社長から命ぜられた他の部署の者が補助できることとしております。監査部は、取締役会の承認を受けた実施計画に基づいて内部監査を実施し、その結果を社長、取締役会及び監査役会に報告しております。

(コーポレート・ガバナンス体制図)



③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するため、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しております。その中で下記の方針を定めております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「取締役会規程」をはじめとする諸規程・諸規則を整備し、取締役及び使用人への周知・徹底を行う。
 - ・取締役及び使用人は「コンプライアンス管理規程」に従い、法令、定款及び社会規範を遵守した行動をする。
 - ・「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスに関する取組みについて統括するとともに、社内でのコンプライアンスの周知徹底を図る。
 - ・コンプライアンスに関するリスク管理を行うことを目的とした「内部通報窓口に関する規程」を制定しており、社内及び社外の通報窓口を設置することで、不正行為の未然防止及び早期発見に努めている。また、不正行為の通報者及びその協力者に不利益が生じる恐れのないよう通報者等の保護義務を定めている。
 - ・「内部監査規程」に基づき、代表取締役社長直轄の監査部による内部監査を実施し、取締役及び使用人の職務の執行が適切に行われているか検証する。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- ・「文書管理規程」に基づき、取締役会議事録、契約書等の職務に係る重要書類を適切に保管・管理を行う。なお、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧することができる。
 - ・営業秘密及び個人情報の不正な取得、使用及び開示その他社外への流出を防止するために「営業秘密管理規程」及び「特定個人情報取扱規程」を定め、会社及び個人に関する情報の適切な管理を行う。
 - ・各法令及び証券取引所の定める諸規則等の要求に従い、会社情報を適時適切に開示する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社の危機回避及び危機が発生した場合の当社被害の最小化を目的とする「リスク管理規程」を制定し、リスクの事前把握及びリスクマネジメント・システムの構築に努める。
- ・「コンプライアンス・リスク管理委員会」を原則として年4回開催し、広範なリスク管理についての協議を行い、必要に応じてリスクへの対策を検討・実施する。
- ・緊急事態発生の際には、代表取締役社長が直ちに緊急対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策の検討・実行等を行い、事態の早期解決に努める。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、「取締役会規程」に基づき、毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。
- ・「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」に従って、迅速な意思決定及び効率的な職務執行を行う。

(e) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及びその使用者の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき使用者を求めた場合は、監査役の意見、関係者の意見を十分考慮して、適切な使用者を配置するものとする。
- ・当該使用者の人事評価・異動については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用者の取締役からの独立性を確保する。

(f) 取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用者は、法定事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事項、その他法令に違反する事実等が発生又は発生する恐れがあると認識した場合は、速やかに監査役に報告する。
- ・取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。
- ・内部監査担当者は、監査役に内部監査の実施状況を随時報告する。

(g) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行わないよう周知徹底する。また、「監査役監査規則」に基づき、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制の整備を取締役又は取締役会に要請する。

(h) 監査役の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、「監査役監査規則」において、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払い又は償還を受けることができる旨を定めている。

(i) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・取締役との定期的な意見交換の実施や監査役と内部監査担当者との連携が図れる環境の整備により、取締役及び使用者との適切な意思疎通及び監査業務の実効性を確保する。
- ・監査役は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができる。

(j) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ・当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」において、反社会的勢力とは一切の関係を持たないとともに、不当な要求にも妥協せず毅然とした態度で対処することを、役員及び従業員等に周知する。
- ・「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不当な要求に対しては断固としてこれを拒否する。

(k) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの運用を行うこととする。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社は、当社の危機回避及び危機が発生した場合の当社被害の最小化を目的とする「リスク管理規程」を制定しております。また、②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由に記載のとおり「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、原則として年4回開催し、リスク管理についての協議を行い、必要に応じてリスクへの対策を検討・実施しております。なお、緊急事態発生の際には、代表取締役社長が直ちに緊急対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策の検討・実行等を行い、事態の早期解決に努めることとしております。

また、コンプライアンスに関するリスク管理を行うことを目的とした「内部通報窓口に関する規程」を制定しており、社内及び社外の通報窓口を設置することで、不正行為の未然防止及び早期発見に努めています。なお、不正行為の通報者及びその協力者に不利益が生じる恐れのないよう通報者等の保護義務を定めています。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

d. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員全員を被保険者として、会社法430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が職務の執行に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について補償するものであります。ただし、犯罪行為や被保険者が法令違反であることを認識しながら行った行為に起因する対象事由等を補償対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。なお、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

e. 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めています。

f. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めています。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めています。

g. 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

(a) 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めています。これは事業環境の変化等に応じて機動的に資本政策を遂行できるようにすることを目的とするものであります。

(b) 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年10月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めています。これは、株主への利益還元を柔軟に行うことの目的とするものであります。

h. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めています。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性12名 女性一名(役員のうち女性の比率－%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	立花 充	1956年11月26日	1979年4月 1993年12月 1999年6月 2000年7月 2003年1月 2003年8月 2005年7月 2007年8月 2019年5月	当社入社 当社土木部長 当社取締役土木部長 当社取締役工務本部長 当社常務取締役工務本部長 当社専務取締役工務本部長 当社代表取締役社長 当社代表取締役社長兼管理本部長 当社代表取締役社長（現任）	(注) 3	337,000
専務取締役 営業本部長	牧野 久	1955年1月19日	1978年3月 1981年3月 2000年1月 2002年7月 2004年5月 2007年7月 2015年4月	美樹工業株式会社入社 当社入社 当社神戸支店長 当社取締役神戸支店長 当社取締役大阪支店長 当社専務取締役大阪支店長 当社専務取締役営業本部長 (現任)	(注) 3	185,500
常務取締役 東京本店長	原子 俊	1955年3月4日	1978年4月 2003年4月 2003年9月 2003年9月 2005年5月 2006年3月 2008年7月 2010年5月 2010年7月 2012年5月 2012年7月 2015年7月	新日本土木株式会社（1994年4月 丸紅建設株式会社に商号変更）入 社 同社土木部長 当社入社 当社東京本店土木部長 当社東京本店営業部長 当社横浜支店長 当社東京本店副本店長 当社営業企画部長 当社執行役員営業企画部長 当社執行役員東京本店長 当社取締役東京本店長 当社常務取締役東京本店長 (現任)	(注) 3	47,000
取締役 東京本店 副本店長	山本 博和	1953年5月26日	1972年4月 2000年1月 2001年7月 2003年8月 2004年5月 2005年7月 2007年9月 2008年7月 2012年5月	当社入社 当社大阪支店長 当社取締役大阪支店長 当社常務取締役大阪支店長 当社常務取締役東京本店統括本部 長 当社専務取締役東京本店長 当社専務取締役 当社取締役 当社取締役東京本店副本店長 (現任)	(注) 3	195,500
取締役 工務本部長	東山 正人	1961年1月16日	1979年4月 1983年2月 1990年12月 1999年7月 2005年7月 2005年8月 2005年10月 2006年7月 2007年5月 2020年4月	株式会社大木工務店入社 上林建設株式会社入社 当社入社 当社建築部長 当社執行役員建築部長 当社執行役員工務本部建築本部長 当社執行役員工務本部長 当社取締役工務本部長 当社取締役工務本部長兼購買部長 当社取締役工務本部長（現任）	(注) 3	175,500

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 管理本部長兼 総務部長	大谷 敏博	1958年12月18日	1981年4月 2000年1月 2005年4月 2005年9月 2006年7月 2007年5月 2007年7月 2010年5月 2012年5月 2019年5月	当社入社 当社大阪支店営業部長 当社大阪支店副支店長 当社営業企画部長兼大阪支店副支店長 当社執行役員営業企画部長兼大阪支店副支店長 当社執行役員大阪支店副支店長 当社取締役名古屋支店長兼大阪支店副支店長 当社取締役名古屋支店長 当社取締役東京本店副本店長 当社取締役管理本部長兼総務部長 (現任)	(注) 3	231,097
取締役	松田 博治	1957年2月3日	1979年4月 1994年1月 1998年11月 2000年10月 2003年10月 2007年10月 2008年10月 2010年6月 2015年4月 2019年7月 2020年7月	株式会社太陽神戸銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 大阪支店次長 六甲支店支店長 東神戸法人営業第二部長 北播磨法人営業部長 株式会社さくらケーシーエスへ出向 同社監査部長 同社常務執行役員総務部長 同社常勤監査役 富士発條株式会社監査役 当社社外取締役（現任）	(注) 3	—
取締役	笹山 淳	1947年6月8日	1973年10月 1998年8月 2004年7月 2008年5月 2016年1月 2017年8月 2021年7月	監査法人栄光会計事務所入所 明治監査法人（現アーク有限責任監査法人）社員 同法人代表社員就任 同法人理事長 明治アーク監査法人（現アーク有限責任監査法人）会長理事 笹山公認会計士事務所所長 (現任) 当社社外取締役（現任）	(注) 3	—
常勤監査役	難波 利行	1958年7月18日	1979年4月 1989年12月 2003年9月 2007年5月 2020年2月	株式会社神崎組入社 当社入社 当社品質保証部長 兼安全衛生部長 当社品質安全部長 当社常勤監査役（現任）	(注) 4	15,000
監査役	宮島 壮太	1937年9月26日	1961年4月 1967年7月 1976年7月 1984年11月 1989年7月 1991年7月 1992年5月 2000年3月 2004年7月 2011年8月 2012年8月	大蔵省（現財務省）入省 東京国税局市川税務署長 大阪国税局間税部長 大臣官房付兼内閣官房内閣審議官 特命事項担当室 住宅金融公庫（現住宅金融支援機構）入社・理事 宮島事務所（現株式会社京橋センター）代表取締役（現任） 株式会社プラザ・オーサカ社外監査役（現任） 株式会社日高カントリークラブ社外監査役（現任） 当社社外監査役（現任） 株式会社シマ社外取締役（現任） 株式会社新交通システム研究所代表取締役（現任）	(注) 5	10,000

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	水田 博敏	1936年8月15日	1967年4月 1967年11月 1975年12月 1976年4月 1984年4月 1992年10月 2006年7月	前田知克法律事務所入所 水田法律事務所開設代表弁護士就任（現任） 姫路市公平委員会委員 塩谷工業株式会社社外監査役（現任） 神戸弁護士会姫路支部長 神戸地方裁判所姫路支部及び姫路簡易裁判所所属民事調停委員 当社社外監査役（現任）	(注) 6	30,000
監査役	林 宏和	1980年3月25日	2004年10月 2009年11月 2010年4月 2014年4月 2019年7月	森・濱田松本法律事務所入所 ジェナー・アンド・ブロック法律事務所執務 米国カリフォルニア州弁護士登録 森・濱田松本法律事務所 大阪オフィス共同代表就任（現任） 当社社外監査役（現任）	(注) 7	—
計						1,226,597

(注) 1. 取締役 松田博治及び笛山淳は、社外取締役であります。

2. 監査役 宮島壯太、水田博敏及び林宏和は、社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、2022年1月開催の臨時株主総会終結の時から2022年4月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 常勤監査役難波利行の任期は、2022年1月開催の臨時株主総会の時から2025年4月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5. 監査役宮島壯太の任期は、2022年1月開催の臨時株主総会終結の時から2025年4月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6. 監査役水田博敏の任期は、2022年1月開催の臨時株主総会終結の時から2025年4月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

7. 監査役林宏和の任期は、2022年1月開催の臨時株主総会終結の時から2025年4月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

8. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
沖 剛誠	1967年2月13日	1989年7月 1992年3月 1996年7月 1998年7月 2011年6月 2018年6月	センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 公認会計士登録 川上公認会計士事務所入所 沖公認会計士事務所開設（現任） 岡野食品ホールディングス株式会社 社外監査役（現任） 株式会社帝国電機製作所 社外取締役監査等委員（現任）	—

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。当社は、取締役会における意思決定と職務執行の適正性を確保するとともに、監査役による取締役会の監視・監督の実効性を高めるため、社外取締役及び社外監査役を選任しております。

社外取締役松田博治氏は、金融機関での豊富な経験を有し、その後に上場会社での役員も歴任しており、経営管理全般に対する助言を期待して選任しております。

社外取締役笛山淳氏は、公認会計士として監査法人での豊富な経験と財務会計に関する専門知識を有しており、財務会計に対する助言を期待して選任しております。

社外監査役宮島壯太氏は、大蔵省（現財務省）での豊富な経験と財務に関する広範な専門知識を有しており、経営監視機能の強化を期待して選任しております。

社外監査役水田博敏氏は、弁護士として企業法務等に関して広範な専門知識と豊富な経験を有しており、経営監視機能の強化を期待して選任しております。

社外監査役林宏和氏は、弁護士として企業法務等に関して広範な専門知識と豊富な経験を有しており、経営監視機能の強化を期待して選任しております。

社外監査役宮島壯太氏は当社の株式を10,000株、社外監査役水田博敏氏は当社の株式を30,000株所有しております。この他には、当社と社外取締役及び社外監査役の間には人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任する際には株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしており、独立性が確保されていると認識しております。なお、当社は、現在は未上場会社であるため株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員を有しておりませんが、上場後は社外取締役松田博治、同 笹山淳氏、社外監査役宮島壯太氏及び同 水田博敏氏の4名を独立役員として指定し、株式会社東京証券取引所に届け出る予定であります。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し意見を述べることにより、取締役の業務執行状況を監督し経営の監視機能を果たすとともに、必要に応じて内部統制部門に対する質疑等を行っております。また、社外監査役は、監査役監査規則に基づき監査を実施しております。

内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携については、「(3)監査の状況」に記載のとおりです。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は常勤監査役1名及び社外監査役3名の合計4名で構成されております。監査役は、監査計画に基づいて監査を実施するとともに、取締役会その他重要な会議へ出席し、取締役の職務の執行を監査しております。

監査役会は、原則として毎月1回開催しております、当事業年度における個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	難波 利行	13回	13回
社外監査役	宮島 壮太	13回	13回
社外監査役	水田 博敏	13回	11回
社外監査役	林 宏和	13回	13回

監査役会における主な検討事項は、監査の方針及び監査計画等の策定、監査役による報告、監査報告の作成、監査法人の選任等の決定、監査法人の報酬の同意、株主総会への付議内容等であります。

また、常勤監査役は、取締役会に加えて経営会議やその他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、主要事業所及び業務部門への往査、面談等の実施により当社の業務の適正性、適法性について監査し、その結果を監査役会へ報告しております。

② 内部監査の状況

当社における内部監査につきましては、代表取締役社長直轄の監査部（1名）を設置しており、内部監査規程に基づいて監査部が内部監査を実施しております。また、社長から命ぜられた他の部署の者が補助できることとしております。監査部長は、取締役会の承認を受けた年間の実施計画に基づいて内部監査を実施し、その結果を社長、取締役会及び監査役会に報告しております。改善指示事項がある場合には、監査部長は被監査部門に対して改善報告を求め、改善状況をフォローアップし、社長に報告しております。また、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携を図るため、監査役、監査部及び監査法人は、年に4回三様監査を開催し意見交換を行っております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

有限責任 あづさ監査法人

b 継続監査期間

2年間

c 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 黒木 賢一郎

指定有限責任社員 業務執行社員 青木 靖英

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名、その他 6名

e 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、監査能力等を総合的に検討した結果、当社の会計監査人として適格であると判断し、選定いたしました。

なお、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針は次のとおりであります。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会の全員の同意に基づき解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人が関係法令に基づく懲戒処分及び監督官庁からの処分を受けた場合、若しくは会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、監査能力を総合的に検討し監査を遂行するのに不十分であると判断した場合は、経営執行部門と十分な意見交換を行った上で、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を監査役会の決議に基づき決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、監査法人からの定期的な報告、意見交換を行うほか、取締役、社内関係部門等から必要な資料を入手し、会計監査人の評価基準等を考慮の上、その職務遂行状況を確認し、評価します。

当事業年度においては、各監査役が当該監査法人を総合的に評価し、特段問題ないものと判断しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
12,000	2,000	19,000	—

当社における非監査業務の内容は、株式公開を前提とした財務調査業務であります。

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c 他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社は、監査報酬の決定方針については、会計監査人より年間の監査計画の提示を受け、その監査内容、監査日数等について当社の規模・業務特性に照らして過不足がないかを検討し、過年度における会計監査人の監査計画と実績の状況についても確認を行い、会計監査人との十分な協議の上で決定することとしております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社取締役会が提出した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、次のとおりであります。

会計監査人の監査報酬の金額については、過年度における会計監査人の監査計画と実績の状況を確認の上で、監査報酬の決定方針に基づき、当事業年度における会計監査人の年間監査計画、監査内容、監査日数等を考慮した結果、当社の規模・業務特性に照らして報酬見積りが妥当であると判断し、会計監査人の監査報酬の金額に同意いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

2019年7月26日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額500百万円以内（決議時点の取締役の員数は6名）、監査役の報酬限度額は100百万円以内（決議時点の監査役の員数は4名）と決議されております。

取締役の報酬は、固定報酬及び業績連動報酬並びに役員退職慰労金で構成し、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で決定しております。固定報酬は、前年度の報酬額をもとに職務内容や責任、役位、在任年数、業績に応じて、他社水準や従業員給与の水準も考慮し、総合的に勘案して決定しております。業績連動報酬は、営業利益の実績に応じて一定の範囲で変動させた額として決定しております。業績連動報酬に係る指標として営業利益を選択した理由は、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標を営業利益率としており、その関連性から適切な指標と判断したためであります。2021年4月期の営業利益について、目標の2,650,300千円に対して実績は2,673,990千円となりました。役員退職慰労金は、役員退職慰労金規程に基づき、役位及び役位別在任期間等に応じて定まる金額として算定しております。なお、社外取締役の報酬は、業績連動報酬及び役員退職慰労金を設げず固定報酬のみとしております。

取締役の個人別の報酬額の決定にあたっては、委員の過半数を社外役員で構成する指名・報酬諮問委員会が原案を審議し、その結果を取締役会に報告しております。取締役会は、指名・報酬諮問委員会が決定した原案を尊重することを条件として、取締役の個人別の報酬額の最終的な決定を代表取締役社長に委任することとしております。委任の理由は、当社全体の業績等を俯瞰しながら各取締役の担当業務の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると考えられるためであります。

監査役の報酬については、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	84,786	51,870	24,000	8,916	6
監査役 (社外監査役を除く。)	8,900	8,550	-	350	1
社外役員	16,200	16,200	-	-	4

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与

総額(千円)	使用人兼務役員(名)	内容
46,956	3	使用人給与相当額であります。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動や配当によって利益を得ることを目的とする投資株式を純投資目的である投資株式としており、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

(保有方針)

当社は、事業推進に不可欠であり中長期的な企業価値の向上に資すると認められる場合を除いて、原則として新規取得は行わない方針であります。既に保有している株式については、保有の合理性について定期的に検証を行い、毎年取締役会で確認を行うこととしております。保有意義の薄れた株式については、売却に伴う影響等を勘案した上で、段階的に縮減を進める方針であります。

(保有の合理性を検証する方法)

個別銘柄ごとに、保有することが良好な取引関係の維持に寄与しているか等の事業推進上の観点と、配当利回り等の株式保有による収益状況の観点を総合的に勘案し、保有の合理性を検証しております。

(個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容)

保有方針に基づいて行われる上記検証結果とともに、保有の継続・売却の判断について協議しております。売却の判断がされた株式については、売却の実施結果についても取締役会に報告することとしております。

b 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	4	2,216
非上場株式以外の株式	4	59,122

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

c 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
(株)プレサンスコ 一ポレーション	32,800	32,800	営業取引先であり、良好な取引関係を維持するために保有しております。	無
	52,742	36,637		
(株)トマト銀行	3,900	3,900	金融機関であり、金融取引の円滑化を図るために保有しております。	無
	4,013	4,056		
(株)三井住友フィ ナンシャルグル ープ	480	480	金融機関であり、金融取引の円滑化を図るために保有しております。	無
	1,824	1,365		
(株)ウエスコホー ルディングス	1,200	1,200	2021年4月14日の取締役会での検証の結果、売却することとしました。 なお、本書提出日現在全て売却済みであります。	無
	542	408		

(注) 定量的な保有効果については記載が困難であるため記載しておりません。2021年4月14日開催の取締役会において、現在の取引関係及び配当利回り等の収益状況を総合的に検証した結果、上表の(株)ウエスコホールディングス株式については、売却を決議いたしました。

みなし保有株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)第2条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」(1949年建設省令第14号)により作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第63号)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(1949年建設省令第14号)に準じて記載しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前事業年度(2019年5月1日から2020年4月30日まで)及び当事業年度(2020年5月1日から2021年4月30日まで)の財務諸表について、有限責任あづさ監査法人の監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第2四半期会計期間(2021年8月1日から2021年10月31日まで)及び第2四半期累計期間(2021年5月1日から2021年10月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任あづさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 貢務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報を収集するとともに、各種セミナーに参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年4月30日)	当事業年度 (2021年4月30日)
資産の部		
流动資産		
現金預金	※3 3,569,837	※3 9,122,337
完成工事未収入金	13,704,715	9,842,225
未成工事支出金	※1 1,419,083	※1 2,041,514
材料貯蔵品	57,230	12,090
前払費用	240,999	270,353
その他	1,613,855	558,071
流动資産合計	20,605,722	21,846,594
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※3 155,817	※3 147,917
構築物（純額）	3,315	2,865
機械及び装置（純額）	574	459
車両運搬具（純額）	—	4,192
工具器具・備品（純額）	94	28,216
土地	※3 332,372	※3 328,144
リース資産（純額）	19,595	10,557
有形固定資産合計	※2 511,771	※2 522,352
無形固定資産		
ソフトウェア	19,254	82,660
ソフトウェア仮勘定	38,911	1,650
リース資産	6,641	3,580
無形固定資産合計	64,807	87,891
投資その他の資産		
投資有価証券	44,683	61,339
出資金	2,199	2,189
長期前払費用	7,136	5,157
繰延税金資産	380,242	296,513
その他	279,641	304,155
投資その他の資産合計	713,902	669,355
固定資産合計	1,290,481	1,279,599
資産合計	21,896,203	23,126,193

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年4月30日)	当事業年度 (2021年4月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	3,527,000	4,169,100
工事未払金	3,389,722	2,209,430
リース債務	12,532	10,452
未払金	87,259	261,886
未払費用	183,309	125,314
未払法人税等	100,136	521,788
未成工事受入金	1,167,163	1,122,116
前受金	1,035	1,761
預り金	280,262	186,244
完成工事補償引当金	63,568	34,624
工事損失引当金	※1 337,818	※1 57,825
賞与引当金	160,151	168,084
役員賞与引当金	22,200	26,400
流動負債合計	<u>9,332,159</u>	<u>8,895,029</u>
固定負債		
リース債務	15,080	4,627
退職給付引当金	22,025	27,481
役員退職慰労引当金	129,266	138,532
その他	22,483	30,124
固定負債合計	<u>188,855</u>	<u>200,766</u>
負債合計	9,521,014	9,095,795

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年4月30日)	当事業年度 (2021年4月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	465,000	465,000
利益剰余金		
利益準備金	116,250	116,250
その他利益剰余金		
別途積立金	5,675,000	6,175,000
繰越利益剰余金	6,101,735	7,245,382
利益剰余金合計	<u>11,892,985</u>	<u>13,536,632</u>
自己株式	△5,217	△5,217
株主資本合計	<u>12,352,768</u>	<u>13,996,415</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	22,419	33,982
評価・換算差額等合計	<u>22,419</u>	<u>33,982</u>
純資産合計	<u>12,375,188</u>	<u>14,030,397</u>
負債純資産合計	<u>21,896,203</u>	<u>23,126,193</u>

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(2021年10月31日)

資産の部	
流動資産	
現金預金	6,310,585
受取手形・完成工事未収入金等	19,767,196
未成工事支出金	177,923
材料貯蔵品	10,872
その他	696,169
流動資産合計	26,962,748
固定資産	
有形固定資産	497,782
無形固定資産	86,540
投資その他の資産	669,276
固定資産合計	1,253,599
資産合計	28,216,347
負債の部	
流動負債	
支払手形・工事未払金	※2 6,731,069
短期借入金	2,700,000
未払法人税等	611,307
未成工事受入金	1,621,132
完成工事補償引当金	34,849
工事損失引当金	13,288
賞与引当金	223,918
役員賞与引当金	11,391
その他	834,462
流動負債合計	12,781,419
固定負債	
退職給付引当金	23,516
役員退職慰労引当金	145,895
その他	41,856
固定負債合計	211,267
負債合計	12,992,686
純資産の部	
株主資本	
資本金	465,000
利益剰余金	14,723,777
自己株式	△5,217
株主資本合計	15,183,560
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	40,099
評価・換算差額等合計	40,099
純資産合計	15,223,660
負債純資産合計	28,216,347

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
売上高		
完成工事高	27,601,314	30,539,408
その他の事業売上高	12,456	12,438
売上高合計	<u>27,613,771</u>	<u>30,551,846</u>
売上原価		
完成工事原価	※1 24,443,054	※1 26,556,210
その他の事業売上原価	6,840	6,184
売上原価合計	<u>24,449,894</u>	<u>26,562,394</u>
売上総利益		
完成工事総利益	3,158,260	3,983,197
その他の事業総利益	5,615	6,254
売上総利益合計	<u>3,163,876</u>	<u>3,989,451</u>
販売費及び一般管理費		
役員報酬	67,404	74,220
従業員給料手当	366,282	388,558
賞与引当金繰入額	41,795	46,092
役員賞与引当金繰入額	22,200	26,400
退職給付費用	16,231	11,274
役員退職慰労金	6,050	—
役員退職慰労引当金繰入額	9,841	9,266
法定福利費	67,306	85,035
福利厚生費	118,941	7,352
修繕維持費	27,843	51,447
事務用品費	16,790	15,218
通信交通費	61,306	49,918
動力用水光熱費	7,653	7,448
広告宣伝費	54,273	63,820
交際費	35,078	20,026
寄付金	2,197	1,770
地代家賃	87,651	83,928
減価償却費	17,471	38,755
租税公課	59,027	60,634
保険料	184,167	185,717
雑費	98,443	88,575
販売費及び一般管理費合計	<u>1,367,958</u>	<u>1,315,461</u>
営業利益	<u>1,795,918</u>	<u>2,673,990</u>

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
営業外収益		
受取利息	48	19
受取配当金	1,989	1,239
受取保険金	52,664	—
受取損害賠償金	—	9,000
保険解約返戻金	—	20,697
その他	4,700	6,146
営業外収益合計	59,403	37,103
営業外費用		
支払利息	6,687	11,885
電子記録債権売却損	3,955	12,812
コミットメントフィー	7,116	144,575
匿名組合投資損失	15,391	7,640
寄付金	—	30,000
その他	220	0
営業外費用合計	33,371	206,913
経常利益	1,821,950	2,504,180
特別損失		
減損損失	—	※2 4,228
ゴルフ会員権評価損	1,500	—
特別損失合計	1,500	4,228
税引前当期純利益	1,820,450	2,499,951
法人税、住民税及び事業税	511,771	708,702
法人税等調整額	89,045	78,635
法人税等合計	600,817	787,337
当期純利益	1,219,633	1,712,613

【完成工事原価報告書】

区分	注記番号	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)		当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)	
		金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 材料費		3,317,455	13.6	3,988,882	15.0
II 労務費		298,252	1.2	233,606	0.9
(うち労務外注費)		(298,252)	(1.2)	(233,606)	(0.9)
III 外注費		17,223,331	70.5	19,068,677	71.8
IV 経費		3,604,014	14.7	3,265,043	12.3
(うち人件費)		(1,698,598)	(6.9)	(1,624,346)	(6.1)
計		24,443,054	100.0	26,556,210	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間
 (自 2021年5月1日
 至 2021年10月31日)

売上高	
完成工事高	17,631,414
その他の事業売上高	5,984
売上高合計	17,637,398
売上原価	
完成工事原価	15,072,061
その他の事業売上原価	3,036
売上原価合計	15,075,098
売上総利益	
完成工事総利益	2,559,352
その他の事業総利益	2,947
売上総利益合計	2,562,300
販売費及び一般管理費	※ 689,580
営業利益	1,872,719
営業外収益	
受取利息	7
受取配当金	748
受取損害賠償金	6,351
その他	1,636
営業外収益合計	8,742
営業外費用	
支払利息	2,552
コミットメントフィー	4,528
営業外費用合計	7,080
経常利益	1,874,382
特別利益	
投資有価証券売却益	231
特別利益合計	231
特別損失	
固定資産売却損	10,484
特別損失合計	10,484
税引前四半期純利益	1,864,129
法人税等	585,026
四半期純利益	1,279,102

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	利益剰余金			利益剰余金 合計	自己株式	株主資本 合計
		利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金			
当期首残高	465,000	116,250	5,175,000	5,474,198	10,765,448	△4,517	11,225,931
当期変動額							
剩余金の配当				△92,096	△92,096		△92,096
当期純利益				1,219,633	1,219,633		1,219,633
別途積立金の積立			500,000	△500,000	—		—
自己株式の取得						△700	△700
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計			500,000	627,537	1,127,537	△700	1,126,837
当期末残高	465,000	116,250	5,675,000	6,101,735	11,892,985	△5,217	12,352,768

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	28,422	28,422	11,254,354
当期変動額			
剩余金の配当			△92,096
当期純利益			1,219,633
別途積立金の積立			—
自己株式の取得			△700
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△6,002	△6,002	△6,002
当期変動額合計	△6,002	△6,002	1,120,834
当期末残高	22,419	22,419	12,375,188

当事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

(単位 : 千円)

資本金	株主資本						自己株式	株主資本合計		
	利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計					
		別途積立金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金						
当期首残高	465,000	116,250	5,675,000	6,101,735	11,892,985	△5,217	12,352,768			
当期変動額										
剰余金の配当				△68,967	△68,967		△68,967			
当期純利益				1,712,613	1,712,613		1,712,613			
別途積立金の積立			500,000	△500,000	—		—			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計			500,000	1,143,646	1,643,646		1,643,646			
当期末残高	465,000	116,250	6,175,000	7,245,382	13,536,632	△5,217	13,996,415			

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	22,419	22,419	12,375,188
当期変動額			
剰余金の配当			△68,967
当期純利益			1,712,613
別途積立金の積立			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11,562	11,562	11,562
当期変動額合計	11,562	11,562	1,655,209
当期末残高	33,982	33,982	14,030,397

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,820,450	2,499,951
減価償却費	23,015	44,146
減損損失	—	4,228
匿名組合投資損失	15,391	7,640
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△100,465	—
完成工事補償引当金の増減額（△は減少）	47,755	△28,943
工事損失引当金の増減額（△は減少）	△312,734	△279,992
賞与引当金の増減額（△は減少）	△2,384	7,933
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△500	4,200
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△1,955	5,456
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	4,005	9,266
受取利息及び受取配当金	△2,038	△1,259
受取保険金	△52,664	—
受取損害賠償金	—	△9,000
保険解約返戻金	—	△20,697
支払利息	6,687	11,885
コミットメントフィー	7,116	144,575
寄付金	—	30,000
売上債権の増減額（△は増加）	△7,288,777	3,862,489
未成工事支出金の増減額（△は増加）	△1,328,078	△622,431
その他のたな卸資産の増減額（△は増加）	△52,415	45,140
仕入債務の増減額（△は減少）	643,668	△538,191
未成工事受入金の増減額（△は減少）	△2,410,781	△45,046
その他の流動資産の増減額（△は増加）	220,427	1,026,479
その他の流動負債の増減額（△は減少）	136,350	44,671
その他	103,476	2,093
小計	<u>△8,524,448</u>	6,204,593
利息及び配当金の受取額	2,038	1,259
保険金の受取額	52,664	—
損害賠償金の受取額	—	9,000
利息の支払額	△6,687	△11,885
コミットメントフィーの支払額	△7,116	△144,575
寄付金の支払額	—	△30,000
法人税等の支払額	<u>△676,664</u>	△304,645
営業活動によるキャッシュ・フロー	<u>△9,160,213</u>	5,723,747

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	△49,154	△85,861
貸付金の回収による収入	5,439	—
保険積立金の積立による支出	△48,607	△48,607
保険積立金の解約による収入	—	46,235
その他	△11,740	△1,514
投資活動によるキャッシュ・フロー	△104,063	△89,747
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△11,985	△12,532
自己株式の取得による支出	△700	—
配当金の支払額	△92,096	△68,967
財務活動によるキャッシュ・フロー	△104,782	△81,499
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△9,369,059	5,552,500
現金及び現金同等物の期首残高	12,888,897	3,519,837
現金及び現金同等物の期末残高	※1 3,519,837	※1 9,072,337

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間
(自 2021年5月1日
至 2021年10月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	1,864,129
減価償却費	26,672
完成工事補償引当金の増減額(△は減少)	225
工事損失引当金の増減額(△は減少)	△44,536
賞与引当金の増減額(△は減少)	55,833
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△15,008
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△3,965
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	7,362
受取利息及び受取配当金	△755
受取損害賠償金	△6,351
支払利息	2,552
コミットメントフリー	4,528
固定資産売却損	10,484
投資有価証券売却益	△231
売上債権の増減額(△は増加)	△9,924,971
未成工事支出金の増減額(△は増加)	1,863,591
その他の棚卸資産の増減額(△は増加)	1,218
仕入債務の増減額(△は減少)	352,538
未成工事受入金の増減額(△は減少)	499,015
その他	376,385
小計	△4,931,282
利息及び配当金の受取額	755
損害賠償金の受取額	6,351
利息の支払額	△2,552
コミットメントフリーの支払額	△4,528
法人税等の支払額	△491,091
営業活動によるキャッシュ・フロー	△5,422,347
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形及び無形固定資産の取得による支出	△3,463
有形固定資産の売却による収入	4,140
その他	6,073
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,749
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	2,700,000
リース債務の返済による支出	△4,197
配当金の支払額	△91,956
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,603,845
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△2,811,752
現金及び現金同等物の期首残高	9,072,337
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 6,260,585

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 未完工事支出金

個別法による原価法

(2) 材料貯蔵品

最終仕入原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～65年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 完成工事補償引当金

完成工事に係る契約不適合責任等の費用に備えるため、過去の実績率を基礎とする将来の見積補償額及び特定工事における将来の見積補償額を計上しております。

(3) 工事損失引当金

当事業年度末における手持工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、当該損失見込額を計上しております。

(4) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(5) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(7) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

なお、工事進行基準による完成工事高は、27,431,304千円であります。

その他の工事

工事完成基準によっております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

建設工事共同企業体（ジョイントベンチャー）に関する会計処理は、建設工事共同企業体を独立の会計単位として認識せず、当社の会計に組み込む処理を行っており、完成工事高及び完成工事原価は出資の割合に応じて計上しております。

当事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 未成工事支出金

個別法による原価法

(2) 材料貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～65年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 完成工事補償引当金

完成工事に係る契約不適合責任等の費用に備えるため、過去の実績率を基礎とする将来の見積補償額及び特定工事における将来の見積補償額を計上しております。

(3) 工事損失引当金

当事業年度末における手持工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、当該損失見込額を計上しております。

(4) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(5) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(7) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

なお、工事進行基準による完成工事高は、30,199,506千円であります。

その他の工事

工事完成基準によっております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

建設工事共同企業体（ジョイントベンチャー）に関する会計処理は、建設工事共同企業体を独立の会計単位として認識せず、当社の会計に組み込む処理を行っており、完成工事高及び完成工事原価は出資の割合に応じて計上しております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

1 工事進行基準による完成工事高及び工事損失引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

工事進行基準による完成工事高 (※)	20,443,881千円
工事損失引当金	337,818〃

(※) 当事業年度に完成した工事に係る完成工事高は除いております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

工事進行基準による完成工事高は、工事ごとに工事収益総額、工事原価総額及び当事業年度末における工事進捗度を見積り、工事収益総額に工事進捗度を乗じて算出しております。

工事損失引当金は、工事原価総額が工事収益総額を超過し損失の発生が見込まれる場合に、当該損失見込額から当事業年度末までに計上された損益の額を控除して算出しております。

② 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

工事収益総額及び工事原価総額の見積りについては、工事着工段階において実行予算を編成し、着工後の各事業年度末においては、工事の状況に応じて見直しを行っております。また、事業年度末の工事進捗度を見積る方法として、原価比例法を採用しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の感染拡大や収束時期等を見通すことが困難な状況であり、工事進捗に一定程度の影響を受ける可能性があるものの、工事原価総額の見積りに重要な影響はないとの仮定して会計上の見積りを行っております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

工事は個別性が強く、工事の進行途上において当初は想定していなかった状況の変化や、工事契約の変更が行われる場合があります。そのため、工事収益総額、工事原価総額及び工事進捗度の見積りには不確実性を伴うため、仮定した個別の工事ごとの諸条件と異なる事象が発生した場合には、完成工事高、工事損失引当金(計上時の完成工事原価を含む)の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

1 工事進行基準による完成工事高及び工事損失引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

工事進行基準による完成工事高 (※)	16,187,524千円
工事損失引当金	57,825〃

(※) 当事業年度に完成した工事に係る完成工事高は除いております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

工事進行基準による完成工事高は、工事ごとに工事収益総額、工事原価総額及び当事業年度末における工事進捗度を見積り、工事収益総額に工事進捗度を乗じて算出しております。

工事損失引当金は、工事原価総額が工事収益総額を超過し損失の発生が見込まれる場合に、当該損失見込額から当事業年度末までに計上された損益の額を控除して算出しております。

② 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

工事収益総額及び工事原価総額の見積りについては、工事着工段階において実行予算を編成し、着工後の各事業年度末においては、工事の状況に応じて見直しを行っております。また、事業年度末の工事進捗度を見積る方法として、原価比例法を採用しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の感染拡大や収束時期等を見通すことが困難な状況であり、工事進捗に一定程度の影響を受ける可能性があるものの、工事原価総額の見積りに重要な影響はないとの仮定して会計上の見積りを行っております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

工事は個別性が強く、工事の進行途上において当初は想定していなかった状況の変化や、工事契約の変更が行われる場合があります。そのため、工事収益総額、工事原価総額及び工事進捗度の見積りには不確実性を伴うため、仮定した個別の工事ごとの諸条件と異なる事象が発生した場合には、完工工事高、工事損失引当金（計上時の完工工事原価を含む）の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（未適用の会計基準等）

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

（1）概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（2）適用予定日

2022年4月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額は軽微であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

（1）概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

（2）適用予定日

2022年4月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額は軽微であります。

当事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年4月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額は軽微であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年4月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額は軽微であります。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、2021年4月期における表示方法の変更の注記と同様の記載をしております。

・貸借対照表関係

2020年5月1日に開始する事業年度（翌事業年度）より、独立掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」は、金額的重要性が乏しくなったため、翌事業年度より「その他」に含めて表示しております。財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、この表示方法の変更を反映させるため、当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「未収入金」1,575,173千円、「その他」38,681千円は、「その他」1,613,855千円として組み替えております。

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を2020年5月1日に開始する事業年度（翌事業年度）の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、この表示方法の変更を反映させるため、当事業年度の財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

当事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

・貸借対照表関係

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「未収入金」1,575,173千円、「その他」38,681千円は、「その他」1,613,855千円として組み替えております。

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(追加情報)

前事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

下記の追加情報に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、2021年4月期における追加情報に関する注記と同様の記載をしております。

・関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）を2020年5月1日に開始する事業年度（翌事業年度）の年度末に係る財務諸表から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を記載しております。財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、この記載を反映させるため、当事業年度の財務諸表に「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を記載しております。

当事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

・関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を記載しております。

(貸借対照表関係)

※1 たな卸資産及び工事損失引当金の表示

損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

工事損失引当金に対応するたな卸資産の額

	前事業年度 (2020年4月30日)	当事業年度 (2021年4月30日)
未成工事支出金	154,003千円	26,069千円

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年4月30日)	当事業年度 (2021年4月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	361,732千円	386,564千円

※3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年4月30日)	当事業年度 (2021年4月30日)
定期預金	50,000千円	50,000千円
建物	87,043〃	83,480〃
土地	222,163〃	222,163〃
計	359,207千円	355,644千円

当該担保資産は、金融機関借入に対する担保提供であります。前事業年度末及び当事業年度末現在、対応債務はありません。

4 保証債務

下記の会社の手付金保証契約に対して債務保証を行っております。債務保証の極度額は下記のとおりです。

	前事業年度 (2020年4月30日)	当事業年度 (2021年4月30日)
明和地所(株)	1,650,000千円	600,000千円
和田興産(株)	727,000〃	(株)日商エスティム
(株)モリモト	345,000〃	和田興産(株)
(株)日昌、和田興産(株)	251,000〃	(株)日昌、和田興産(株)
(株)日商エスティム	185,000〃	
計	3,158,000千円	計
		1,483,000千円

5 受取手形割引高及び電子記録債権割引高

	前事業年度 (2020年4月30日)	当事業年度 (2021年4月30日)
受取手形割引高	755,568千円	599千円
電子記録債権割引高	1,225,050〃	3,804,079〃

6 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行10行とコミットメントライン契約を締結しております。

事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年4月30日)	当事業年度 (2021年4月30日)
コミットメントライン設定金額	6,000,000千円	6,000,000千円
借入実行残高	—〃	—〃
差引計	6,000,000千円	6,000,000千円

(損益計算書関係)

※1 完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額（△は戻入額）は、次のとおりであります。

前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	56,714千円	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)	△197,167千円
----------------------------------------	----------	----------------------------------------	------------

※2 減損損失

前事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

当社は、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	金額
遊休資産	土地	兵庫県姫路市	4,228千円

当社は、継続して収支を管理している本支店単位で資産をグルーピングしており、貸貸用資産及び遊休資産は、個々の物件単位でグルーピングしております。

上記の資産については、遊休状態であり今後の使用見込みがなく、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。回収可能価額は、正味売却価額によっており、固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	4,650,000	-	-	4,650,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	45,170	7,000	-	52,170

(変動事由の概要)

株主総会決議に基づく自己株式の取得による増加 7,000株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年7月26日 定時株主総会	普通株式	92,096	20	2019年4月30日	2019年7月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年7月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	68,967	15	2020年4月30日	2020年7月29日

当事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	4,650,000	—	—	4,650,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	52,170	—	—	52,170

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年7月28日 定時株主総会	普通株式	68,967	15	2020年4月30日	2020年7月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年7月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	91,956	20	2021年4月30日	2021年7月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
現金及び預金	3,569,837千円	9,122,337千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△50,000 //	△50,000 //
現金及び現金同等物	3,519,837千円	9,072,337千円

(リース取引関係)

前事業年度(2020年4月30日)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

- 有形固定資産 主として、事務機器及び車両運搬具であります。
- 無形固定資産 ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当事業年度(2021年4月30日)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

- ・有形固定資産 主として、事務機器及び車両運搬具であります。
- ・無形固定資産 ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資の運用については、元本保証型の金融商品への運用とし、原則として投機的な取引は行わない方針であります。短期的な運転資金及び設備投資資金に関しては、自己資金及び銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である完工工事未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び工事未払金、未払金、未払法人税等、預り金は、1年以内の支払期日であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について与信管理規程及び債権管理規程に基づき、営業本部において取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引先の状況把握を定期的に実施し、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券の発行体の信用リスクについては、経理部において発行体の財務内容の把握を定期的に実施し、リスクを管理しております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、経理部において定期的に時価を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が月次で資金繰計画を作成・更新するとともに、月末支払後の現金預金残高として、月間支払相当額の1ヶ月以上の残高を維持する方針とし、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照下さい。)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金預金	3,569,837	3,569,837	-
(2) 完成工事未収入金	13,704,715	13,704,715	-
(3) 投資有価証券	42,466	42,466	-
資産計	17,317,019	17,317,019	-
(1) 支払手形	3,527,000	3,527,000	-
(2) 工事未払金	3,389,722	3,389,722	-
(3) 未払金	87,259	87,259	-
(4) 未払法人税等	100,136	100,136	-
(5) 預り金	280,262	280,262	-
(6) リース債務(※)	27,612	28,705	1,093
負債計	7,411,993	7,413,086	1,093

(※) リース債務の貸借対照表及び時価は、1年内に返済期日の到来するものを含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金預金、並びに(2) 完成工事未収入金

これらは概ね短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負債

(1) 支払手形、(2) 工事未払金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、並びに(5)預り金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) リース債務

リース債務の時価について、元利金の合計額を、新規に同等のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2020年4月30日
非上場株式	2,216
出資金	2,199

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金預金	3,569,837	-	-	-
完成工事未収入金	13,411,993	292,721	-	-
合計	16,981,831	292,721	-	-

(注4) リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	12,532	10,452	3,977	650	—	—
合計	12,532	10,452	3,977	650	—	—

当事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資の運用については、元本保証型の金融商品への運用とし、原則として投機的な取引は行わない方針であります。短期的な運転資金及び設備投資資金に関しては、自己資金及び銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である完工工事未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び工事未払金、未払金、未払法人税等、預り金は、1年以内の支払期日であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について与信管理規程及び債権管理規程に基づき、営業本部において取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引先の状況把握を定期的に実施し、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券の発行体の信用リスクについては、経理部において発行体の財務内容の把握を定期的に実施し、リスクを管理しております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、経理部において定期的に時価を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が月次で資金繰計画を作成・更新するとともに、月末支払後の現金預金残高として、月間支払相当額の1ヶ月以上の残高を維持する方針とし、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照下さい。)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金預金	9,122,337	9,122,337	—
(2) 完成工事未収入金	9,842,225	9,842,225	—
(3) 投資有価証券	59,122	59,122	—
資産計	19,023,686	19,023,686	—
(1) 支払手形	4,169,100	4,169,100	—
(2) 工事未払金	2,209,430	2,209,430	—
(3) 未払金	261,886	261,886	—
(4) 未払法人税等	521,788	521,788	—
(5) 預り金	186,244	186,244	—
(6) リース債務(※)	15,080	15,413	333
負債計	7,363,529	7,363,862	333

(※) リース債務の貸借対照表及び時価は、1年内に返済期日の到来するものを含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金預金、並びに(2) 完成工事未収入金

これらは概ね短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負債

(1) 支払手形、(2) 工事未払金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、並びに(5)預り金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) リース債務

リース債務の時価について、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2021年4月30日
非上場株式	2,216
出資金	2,189

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金預金	9,122,337	—	—	—
完成工事未収入金	9,811,108	31,116	—	—
合計	18,933,446	31,116	—	—

(注4) リース債務の決算日後の返済予定額

⑤「附属明細表」の「借入金等明細表」に記載のとおりであります。

(有価証券関係)

前事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

1. その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	38,410	6,009	32,401
小計	38,410	6,009	32,401
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	4,056	4,161	△105
小計	4,056	4,161	△105
合計	42,466	10,170	32,295

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額2,216千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

1. その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	55,109	6,009	49,100
小計	55,109	6,009	49,100
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	4,013	4,161	△148
小計	4,013	4,161	△148
合計	59,122	10,170	48,951

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額2,216千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度（非積立型の確定給付制度）を採用しておりましたが、2010年5月1日に確定拠出年金制度へ移行しております。なお、確定拠出年金制度の施行日前日から在籍する従業員については、経過措置として退職一時金制度を継続しております。

当社の有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	23,980千円
退職給付費用	4,781〃
退職給付の支払額	△6,736〃
退職給付引当金の期末残高	22,025千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	22,025千円
貸借対照表に計上された負債の額	22,025千円
退職給付引当金	22,025千円
貸借対照表に計上された負債の額	22,025千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	4,781千円
----------------	---------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、60,574千円であります。

当事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度（非積立型の確定給付制度）を採用しておりましたが、2010年5月1日に確定拠出年金制度へ移行しております。なお、確定拠出年金制度の施行日前日から在籍する従業員については、経過措置として退職一時金制度を継続しております。

当社の有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	22,025千円
退職給付費用	5,774〃
退職給付の支払額	△318〃
退職給付引当金の期末残高	27,481千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	27,481千円
貸借対照表に計上された負債の額	27,481千円
退職給付引当金	27,481千円
貸借対照表に計上された負債の額	27,481千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	5,774千円
----------------	---------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、58,649千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度(2020年 4月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減損損失	99,320千円
投資有価証券評価損	7,257〃
未払事業税	7,010〃
未払費用	44,215〃
完成工事補償引当金	19,439〃
工事損失引当金	103,304〃
賞与引当金	48,974〃
退職給付引当金	6,735〃
役員退職慰労引当金	39,529〃
その他	14,167〃
繰延税金資産合計	389,954千円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△9,712〃
繰延税金負債合計	△9,712〃
繰延税金資産純額	380,242千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2%
住民税均等割	0.3%
その他	0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.0%

当事業年度(2021年4月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	100,613千円
投資有価証券評価損	7,075〃
未払事業税	29,466〃
未払費用	26,765〃
完成工事補償引当金	10,588〃
工事損失引当金	17,683〃
賞与引当金	51,400〃
退職給付引当金	8,403〃
役員退職慰労引当金	42,363〃
その他	16,778〃
繰延税金資産合計	311,137千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△14,623〃
繰延税金負債合計	△14,623〃
繰延税金資産純額	296,513千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(2020年4月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(2021年4月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、土木工事及び建築工事に関する事業を展開していることから、「土木工事事業」及び「建築工事事業」の2つを報告セグメントとしております。

「土木工事事業」は、官公庁発注工事を中心とした、社会インフラストラクチャー建設工事（道路工事、河川工事、上下水道工事、土地造成工事）を行っております。「建築工事事業」は、民間企業発注の共同住宅工事を主とし、学校・福祉施設・庁舎、事務所・高速道路のサービスエリア工事などの官公庁発注工事を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	土木工事事業	建築工事事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	11,980,582	15,620,731	27,601,314	12,456	27,613,771
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	11,980,582	15,620,731	27,601,314	12,456	27,613,771
セグメント利益	1,168,763	621,539	1,790,302	5,615	1,795,918
セグメント資産	9,755,323	7,062,233	16,817,556	210,432	17,027,988
その他の項目					
減価償却費	9,952	10,716	20,668	2,347	23,015
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	-	-	-	-	-

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業であります。

4 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(単位：千円)

売上高	
報告セグメント計	27,601,314
「その他」の区分の売上高	12,456
財務諸表の売上高	27,613,771

(単位：千円)

利益	
報告セグメント計	1,790,302
「その他」の区分の利益	5,615
財務諸表の営業利益	1,795,918

(単位：千円)

資産	
報告セグメント計	16,817,556
「その他」の区分の資産	210,432
全社資産(注)	4,868,215
財務諸表の資産合計	21,896,203

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金預金等であります。

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント計	その他	調整額(注)	財務諸表計上額
減価償却費	20,668	2,347	-	23,015
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	-	-	57,681	57,681

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

当事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、土木工事及び建築工事に関する事業を展開していることから、「土木工事事業」及び「建築工事事業」の2つを報告セグメントとしております。

「土木工事事業」は、官公庁発注工事を中心とした、社会インフラストラクチャー建設工事（道路工事、河川工事、上下水道工事、土地造成工事）を行っております。「建築工事事業」は、民間企業発注の共同住宅工事を主とし、学校・福祉施設・庁舎、事務所・高速道路のサービスエリア工事などの官公庁発注工事を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	土木工事事業	建築工事事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	12,940,156	17,599,251	30,539,408	12,438	30,551,846
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	12,940,156	17,599,251	30,539,408	12,438	30,551,846
セグメント利益	1,784,775	882,960	2,667,735	6,254	2,673,990
セグメント資産	6,518,488	6,572,700	13,091,189	208,174	13,299,363
その他の項目					
減価償却費	18,062	23,783	41,845	2,300	44,146
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	—	—	—	—	—

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業であります。

4 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(単位：千円)

売上高	
報告セグメント計	30,539,408
「その他」の区分の売上高	12,438
財務諸表の売上高	30,551,846

(単位：千円)

利益	
報告セグメント計	2,667,735
「その他」の区分の利益	6,254
財務諸表の営業利益	2,673,990

(単位：千円)

資産	
報告セグメント計	13,091,189
「その他」の区分の資産	208,174
全社資産(注)	9,826,829
財務諸表の資産合計	23,126,193

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金預金等であります。

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント計	その他	調整額(注)	財務諸表計上額
減価償却費	41,845	2,300	—	44,146
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	—	—	82,039	82,039

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

【関連情報】

前事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
国土交通省	3,880,092	土木工事業
西日本高速道路株式会社	3,043,391	土木工事業
RW尼崎特定目的会社	2,835,987	建築工事業

当事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
国土交通省	5,664,364	土木工事事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

(単位：千円)

	土木工事事業	建築工事事業	その他	全社・消去(注)	合計
減損損失	—	—	—	4,228	4,228

(注) 「全社・消去」の金額は、遊休資産に係るものであります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
1株当たり純資産額	2,691円53銭	3,051円53銭
1株当たり当期純利益金額	265円17銭	372円48銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	1,219,633	1,712,613
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,219,633	1,712,613
普通株式の期中平均株式数(株)	4,599,455	4,597,830

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第2四半期累計期間
(自 2021年5月1日 至 2021年10月31日)

(会計方針の変更)

1 「収益認識に関する会計基準」等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、工事契約に係る収益認識について、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を見積る方法は、原価比例法を採用しております。また、契約の初期段階を除き、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの、発生費用の回収が見込まれる工事については原価回収基準により処理しており、少額又は期間がごく短い工事については代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。その結果、四半期財務諸表に与える影響はありません。

2 「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第2四半期累計期間 (自 2021年5月1日 至 2021年10月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期貸借対照表関係)

1 保証債務

下記の会社の手付金保証契約に対して債務保証を行っております。

債務保証の極度額は以下のとおりであります。

当第2四半期会計期間 (2021年10月31日)	
明和地所(株)	600,000千円
(株)日商エスティム	322,000〃
和田興産(株)	310,000〃
計	1,232,000千円

※2 四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当第2四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、以下の四半期会計期間末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

当第2四半期会計期間 (2021年10月31日)	
支払手形	1,242,600千円

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

当第2四半期累計期間 (自 2021年5月1日 至 2021年10月31日)	
従業員給料手当	174,805千円
賞与引当金繰入額	53,528〃
役員賞与引当金繰入額	11,391〃
退職給付費用	5,860〃
役員退職慰労引当金繰入額	7,362〃

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当第2四半期累計期間 (自 2021年5月1日 至 2021年10月31日)	
現金及び預金	6,310,585千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△50,000〃
現金及び現金同等物	6,260,585千円

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自 2021年5月1日 至 2021年10月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年7月30日 定時株主総会	普通株式	91,956	20	2021年4月30日	2021年7月30日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自 2021年5月1日 至 2021年10月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	土木工事業	建築工事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	8,045,178	9,586,236	17,631,414	5,984	17,637,398
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	8,045,178	9,586,236	17,631,414	5,984	17,637,398
セグメント利益	1,281,132	588,639	1,869,771	2,947	1,872,719

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業であります。

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	1,869,771
「その他」の区分の利益	2,947
四半期損益計算書の営業利益	1,872,719

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第2四半期累計期間(自 2021年5月1日 至 2021年10月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計
	土木工事業	建築工事業	計		
一時点で移転される財又はサービス	2,112	53,460	55,572	—	55,572
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	8,043,066	9,532,775	17,575,841	—	17,575,841
顧客との契約から生じる収益	8,045,178	9,586,236	17,631,414	—	17,631,414
他の収益	—	—	—	5,984	5,984
外部顧客への売上高	8,045,178	9,586,236	17,631,414	5,984	17,637,398

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業であります。

2. 収益認識に関する会計基準の適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用することにより、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している工事契約については、一時点で移転される財又はサービスに含めております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2021年5月1日 至 2021年10月31日)
1 株当たり四半期純利益	278円20銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	1,279,102
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	1,279,102
普通株式の期中平均株式数(株)	4,597,830

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

⑤ 【附属明細表】(2021年4月30日現在)

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	466,705	300	—	467,005	319,088	8,200	147,917
構築物	8,911	—	—	8,911	6,045	450	2,865
機械及び装置	15,560	—	—	15,560	15,100	114	459
車両運搬具	—	5,218	—	5,218	1,025	1,025	4,192
工具器具・備品	13,636	34,443	319	47,760	19,544	6,320	28,216
土地	332,372	—	4,228 (4,228)	328,144	—	—	328,144
リース資産	36,317	—	—	36,317	25,759	9,038	10,557
有形固定資産計	873,503	39,961	4,547 (4,228)	908,917	386,564	25,151	522,352
無形固定資産							
ソフトウェア	23,092	79,340	2,772	99,660	16,999	15,934	82,660
ソフトウェア仮勘定	38,911	1,650	38,911	1,650	—	—	1,650
リース資産	15,833	—	—	15,833	12,252	3,060	3,580
無形固定資産計	77,837	80,990	41,684	117,143	29,251	18,994	87,891
長期前払費用	9,895	—	—	9,895	4,738	1,979	5,157

(注) 当期減少額のうち（ ）内は内書きで減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	12,532	10,452	4.4	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	—	—	—	—
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	15,080	4,627	2.2	2022年5月 ～2024年2月
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	27,612	15,080	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、リース債務の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	3,977	650	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
完成工事補償引当金	63,568	18,250	29,316	17,877	34,624
工事損失引当金	337,818	—	82,825	197,167	57,825
賞与引当金	160,151	168,084	160,151	—	168,084
役員賞与引当金	22,200	26,400	22,200	—	26,400
退職給付引当金	22,025	5,774	318	—	27,481
役員退職慰労引当金	129,266	9,266	—	—	138,532

(注) 1. 完成工事補償引当金の「当期減少額(その他)」は、完成工事の補償見込額の減少に伴う取崩額であります。

2. 工事損失引当金の「当期減少額(その他)」は、工事損益の改善による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2021年4月30日現在)

① 現金預金

区分	金額(千円)
現金	1,220
預金	
当座預金	8,032,319
普通預金	748,797
定期預金	340,000
計	9,121,117
合計	9,122,337

② 完成工事未収入金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
国土交通省	1,087,247
西日本高速道路株式会社	1,087,196
日鉄興和不動産株式会社	1,082,548
セントラル総合開発株式会社	834,823
穴吹興産株式会社	703,237
その他	5,047,172
合計	9,842,225

完成工事未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$
					$\frac{(B)}{365}$
13,704,715	27,575,443	31,437,933	9,842,225	76.2	155.8

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 未成工事支出金

当期首残高 (千円)	当期支出額 (千円)	完成工事原価への振替額 (千円)	当期末残高 (千円)
1,419,083	27,178,642	26,556,210	2,041,514

区分別内訳

区分	金額(千円)
材料費	415,371
労務費	721
外注費	1,496,072
経費	129,349
合計	2,041,514

④ 材料貯蔵品

品名	金額(千円)
作業服	12,090
合計	12,090

⑤ 支払手形
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社	414,200
J I Mテクノロジー株式会社	284,500
谷村実業株式会社	242,600
野原産業セメント株式会社	157,100
齊藤鋼材株式会社	117,000
その他	2,953,700
合計	4,169,100

期日別内訳

期日	金額(千円)
2021年5月満期	985,900
2021年6月満期	1,540,900
2021年7月満期	1,642,300
合計	4,169,100

⑥ 工事未払金

相手先	金額(千円)
株式会社エース・ウォーター	81,813
タイセイアクト株式会社	51,265
野原産業セメント株式会社	44,872
三谷商事株式会社	44,104
株式会社新井組	39,777
その他	1,947,597
合計	2,209,430

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年5月1日から翌年4月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年4月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年10月31日 毎年4月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注1）	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.novac-cnst.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2020年4月30日	㈱ライフアイ 代表清算人 牧野久	兵庫県姫路市飾西588番地4	特別利害関係者等（大株主上位10名）	ノバック従業員持株会 理事長 有井政彦	兵庫県姫路市北条一丁目92番地	特別利害関係者等（大株主上位10名）	300,000	52,800,000 (176) (注4)	従業員の福利厚生充実による
2020年4月30日	㈱ウイルシード 代表清算人 山本博和	兵庫県たつの市揖保川町黍田392番地	特別利害関係者等（大株主上位10名）	ノバック従業員持株会 理事長 有井政彦	兵庫県姫路市北条一丁目92番地	特別利害関係者等（大株主上位10名）	300,000	52,800,000 (176) (注4)	従業員の福利厚生充実による
2020年4月30日	㈱ライフアイ 代表清算人 牧野久	兵庫県姫路市飾西588番地4	特別利害関係者等（大株主上位10名）	立花充	兵庫県姫路市	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社代表取締役社長）	87,000	15,312,000 (176) (注4)	(注5)
2020年4月30日	㈱ライフアイ 代表清算人 牧野久	兵庫県姫路市飾西588番地4	特別利害関係者等（大株主上位10名）	牧野久	兵庫県姫路市	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社取締役）	85,500	15,048,000 (176) (注4)	(注5)
2020年4月30日	㈱ライフアイ 代表清算人 牧野久	兵庫県姫路市飾西588番地4	特別利害関係者等（大株主上位10名）	山本博和	兵庫県たつの市	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社取締役）	42,000	7,392,000 (176) (注4)	(注5)
2020年4月30日	㈱ウイルシード 代表清算人 山本博和	兵庫県たつの市揖保川町黍田392番地	特別利害関係者等（大株主上位10名）	山本博和	兵庫県たつの市	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社取締役）	43,500	7,656,000 (176) (注4)	(注5)
2020年4月30日	㈱ウイルシード 代表清算人 山本博和	兵庫県たつの市揖保川町黍田392番地	特別利害関係者等（大株主上位10名）	東山正人	兵庫県たつの市	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社取締役）	85,500	15,048,000 (176) (注4)	(注5)
2020年4月30日	㈱ライフアイ 代表清算人 牧野久	兵庫県姫路市飾西588番地4	特別利害関係者等（大株主上位10名）	大谷敏博	兵庫県姫路市	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社取締役）	85,500	15,048,000 (176) (注4)	(注5)
2020年4月30日	㈱ウイルシード 代表清算人 山本博和	兵庫県たつの市揖保川町黍田392番地	特別利害関係者等（大株主上位10名）	齋木純一郎	兵庫県姫路市	特別利害関係者（大株主上位10名、当社執行役員）	85,500	15,048,000 (176) (注4)	(注5)
2020年4月30日	㈱ウイルシード 代表清算人 山本博和	兵庫県たつの市揖保川町黍田392番地	特別利害関係者等（大株主上位10名）	石田久男	兵庫県赤穂市	特別利害関係者等（大株主上位10名）	85,500	15,048,000 (176) (注4)	(注5)

(注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2019年5月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第204条第1項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

4. 移動価格算定方式は次のとおりです。

配当還元法により算出した価格を基に、譲渡人と譲受人が協議の上で、決定しました。

5. 様ライフアイ及び様ウイルシードの株主は上表の当社役員等で構成されておりましたが、同2社を解散し、保有していた当社株式を残余財産の分配により、各人の持株割合に応じて移動させたものであります。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
ノバック従業員持株会 ※1	兵庫県姫路市北条一丁目92番地	1,194,500	25.98
立花 充 ※1, 2	兵庫県姫路市	337,000	7.33
石田 久男 ※1	兵庫県赤穂市	333,100	7.24
大谷 敏博 ※1, 3	兵庫県姫路市	231,097	5.03
山本 博和 ※1, 3	兵庫県たつの市	195,500	4.25
牧野 久 ※1, 3	兵庫県姫路市	185,500	4.03
東山 正人 ※1, 3	兵庫県たつの市	175,500	3.82
大谷 敏彦 ※1, 5	大阪府高槻市	140,117	3.05
大谷 博三 ※1, 5	奈良県生駒市	140,116	3.05
齋木純一郎 ※1, 6	兵庫県姫路市	115,500	2.51
井上 博憲 ※6	兵庫県姫路市	60,000	1.30
中末 浩一 ※6	兵庫県姫路市	60,000	1.30
石田 和子	兵庫県赤穂市	50,000	1.09
大野 正喜 ※6	兵庫県神崎郡香寺町	50,000	1.09
北村 正和	兵庫県宍粟郡安富町	50,000	1.09
長政 基雄 ※6	兵庫県姫路市	50,000	1.09
原子 俊 ※3	東京都大田区	47,000	1.02
清水 泰三 ※6	兵庫県姫路市	40,000	0.87
原 久人 ※6	兵庫県加古川市	40,000	0.87
山根 良輝 ※6	兵庫県赤穂市	40,000	0.87
岩本 利樹 ※6	兵庫県姫路市	31,000	0.67
有井 政彦 ※6	兵庫県神崎郡福崎町	30,000	0.65
水田 博敏 ※4	兵庫県姫路市	30,000	0.65
山口 登弘 ※6	兵庫県姫路市	30,000	0.65
松本 純和 ※6	広島県広島市西区	25,000	0.54
木下 智裕 ※6	兵庫県姫路市	21,000	0.46
種継 敏宏	兵庫県西宮市	20,000	0.43
秀谷 忠夫	兵庫県赤穂郡上郡町	20,000	0.43

氏名又は名称		住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
秋元 光晴	※6	兵庫県たつの市	19,000	0.41
亀尾 直希	※6	兵庫県神戸市西区	18,000	0.39
武市 臣司	※6	兵庫県神戸市灘区	16,000	0.35
松村 常生	※6	兵庫県姫路市	16,000	0.35
達川 勇		兵庫県姫路市	15,400	0.33
内匠 光男	※6	兵庫県たつの市	15,000	0.33
芝本 和彦	※6	兵庫県加古川市	15,000	0.33
田中 一明	※6	兵庫県加古川市	15,000	0.33
難波 利行	※4	兵庫県姫路市	15,000	0.33
牧田 哲夫		兵庫県姫路市	15,000	0.33
森近 勝巳	※6	広島県福山市	15,000	0.33
黒田 剛	※6	兵庫県加西市	13,000	0.28
瀬戸山誠児	※6	兵庫県神戸市須磨区	11,000	0.24
藤戸 成	※6	兵庫県たつの市	11,000	0.24
前田 泰志	※6	兵庫県姫路市	11,000	0.24
新保 学	※6	北海道江別市	10,000	0.22
井上 雅夫	※6	千葉県船橋市	10,000	0.22
大内 弘	※6	宮城県多賀城市	10,000	0.22
大西 道生	※6	兵庫県姫路市	10,000	0.22
沖野千登志	※6	広島県福山市	10,000	0.22
神田 秀樹	※6	千葉県千葉市稲毛区	10,000	0.22
莊司恵利子		東京都小平市	10,000	0.22
その他 (143名)			565,500	12.30
計		—	4,597,830	100.00

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※印番号は次のとおり株主の属性を示します。

1 特別利害関係者等 (大株主上位10名) 2 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長)

3 特別利害関係者等 (当社取締役) 4 特別利害関係者 (当社監査役)

5 特別利害関係者等 (当社取締役の二親等内の血族) 6 当社従業員

2. 株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

株式会社ノバック
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

黒木 賢一郎



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

青木 清英



監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノバックの2019年5月1日から2020年4月30日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノバックの2020年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性

があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

株式会社ノバック
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

黒木 賢一郎



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

青木 清美



監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノバックの2020年5月1日から2021年4月30日までの第57期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノバックの2021年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性

があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月24日

株式会社ノバック
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

黒木 賢一郎



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

青木 清美



監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノバックの2021年5月1日から2022年4月30日までの第58期事業年度の第2四半期会計期間（2021年8月1日から2021年10月31日まで）及び第2四半期累計期間（2021年5月1日から2021年10月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ノバックの2021年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上